

九州ブロック発注者協議会 (平成30年度 第2回幹事会)

日 時：平成31年1月31日 15:00～17:00

場 所：福岡第二合同庁舎 2階共用会議室

会 議 次 第

- 1 開会挨拶 (※幹事長：九州地方整備局 企画部長)
- 2 講 演
改正労働基準法における建設業の時間外労働規制について (資料1)
(福岡労働局)
- 3 規約改正 (資料2)
- 4 議 題
 - 1) 公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施について (資料3)
 - 公共工事の現状と発注者の取組について
 - 全国統一指標について
 - ・各機関の取組状況 (H30.9末時点) について
 - ・各県部会等の今年度の取組成果について (意見交換)
 - 指標①-1、①-2、②-1、③-1
 - 発注情報の一元化について
 - ・参画状況について
 - ・平成30年度補正予算の見通し公表について
 - 総合評価落札方式の取り組みについて
 - ・取り組み状況の報告
 - 2) 九州ブロック発注者協議会のホームページについて (資料4)
- 5 閉会挨拶 (※副幹事長：福岡県県土整備部企画課 技術調査室長)



改正労働基準法における 建設業の時間外労働規制について

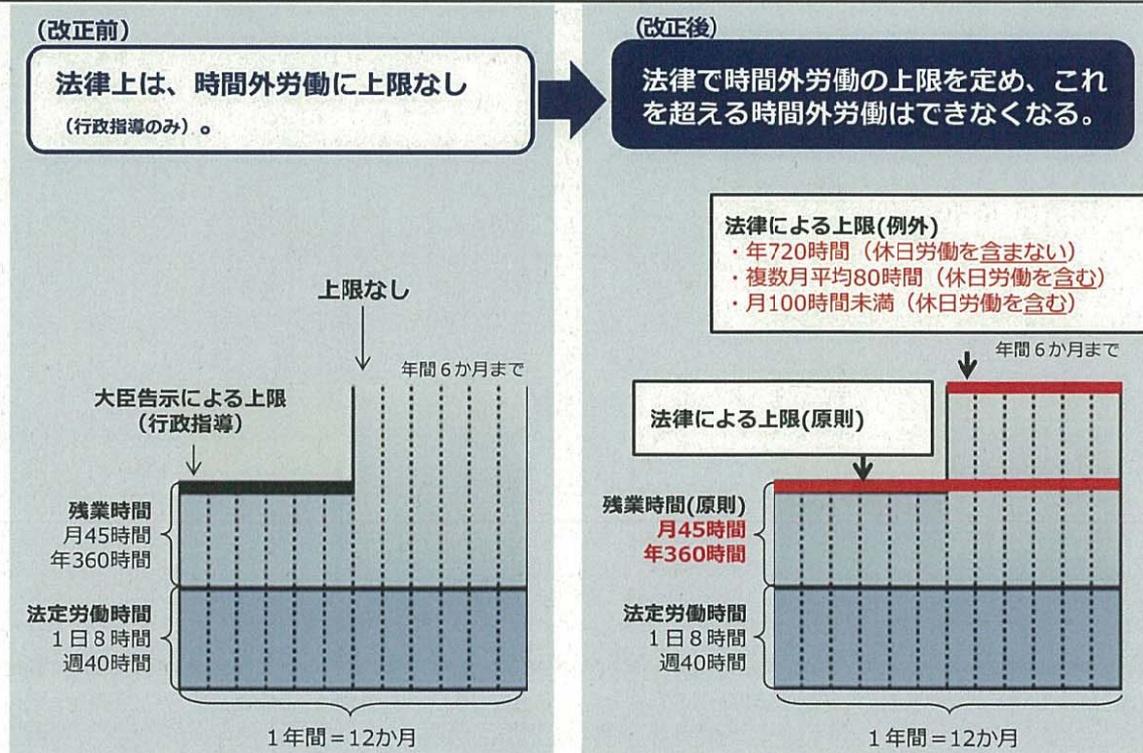
福岡労働局 労働基準部 監督課

◆時間外労働の上限規制（上限を法律で罰則付きで規制、適用猶予・除外を除く）

大企業は2019年4月1日施行、中小企業（※）は2020年4月1日施行

（※）建設業は、「資本金の額が3億円以下」又は「常時使用する労働者が300人以下」のいずれかでもあてはまれば、中小企業に該当（企業単位で判断し、個人事業主は労働者数のみで判断）します。

なお、建設事業は、時間外労働の上限規制が5年間猶予されます。



自動車運転の業務	<p><u>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</u> <small>(ただし、適用後の上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)</small></p>
建設事業	<p><u>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</u> <small>(ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)</small></p> <p>建設事業において、交通誘導警備の業務を行う労働者に限り、猶予が認められます。</p>
医師	<p><u>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</u> <small>(ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)</small></p>
新技術・新商品等の研究開発業務	<p>医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、<u>時間外労働の上限規制は適用しません。</u> <small>※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。</small></p>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	<p><u>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</u></p>

◆中小企業の月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ(猶予廃止)

中小企業に適用が猶予されていた月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ(25%→50%)について、2023年4月より猶予を廃止し、50%以上の割増賃金率の支払いを義務づけ。

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率大企業は50%
 中小企業は25%

	〔1か月の時間外労働〕 〔1日8時間・1週40時間〕 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(改正後)

月60時間超の残業割増賃金率大企業、中小企業ともに50%
 ※中小企業の割増賃金率を引上げ

	〔1か月の時間外労働〕 〔1日8時間・1週40時間〕 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

「九州ブロック発注者協議会」設置規約 改正（案）

改正前	改正後
<p data-bbox="383 336 943 368">「九州ブロック発注者協議会」設置規約</p> <p data-bbox="241 435 320 467">(名称)</p> <p data-bbox="226 483 1079 563">第1条 本会は、九州ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p data-bbox="241 630 320 662">(目的)</p> <p data-bbox="226 678 1079 1045">第2条 協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の連携体制を強化するとともに、建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="241 1112 320 1144">(事務)</p> <p data-bbox="226 1160 1079 1287">第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行うとともに、公共工事の品質確保のための施策の推進を図るものとする。</p>	<p data-bbox="1270 336 1830 368">「九州ブロック発注者協議会」設置規約</p> <p data-bbox="1128 435 1207 467">(名称)</p> <p data-bbox="1113 483 1966 563">第1条 本会は、九州ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p data-bbox="1128 630 1207 662">(目的)</p> <p data-bbox="1113 678 1966 1045">第2条 協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の連携体制を強化するとともに、建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="1128 1112 1207 1144">(事務)</p> <p data-bbox="1113 1160 1966 1287">第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行うとともに、公共工事の品質確保のための施策の推進を図るものとする。</p>

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する事項
- 二 建設生産システムにおける生産性向上に関する事項
- 三 発注者の支援に関する事項
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省九州地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を2名置き、農林水産省九州農政局農村振興部長及び福岡県県土整備部長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 3 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する事項
- 二 建設生産システムにおける生産性向上に関する事項
- 三 発注者の支援に関する事項
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省九州地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を2名置き、農林水産省九州農政局農村振興部長及び福岡県県土整備部長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 3 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省九州地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を2名置き、農林水産省九州農政局農村振興部設計課長及び福岡県県土整備部企画課技術調査室長がこれにあたる。

(専門部会)

第8条 地域の実情を踏まえた各種施策の検討及び推進を図るため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、各県・政令市及び九州地方整備局をもって構成するものとするが、必要に応じてその他の機関も参加することができる。

(県部会)

第9条 九州各県に協議会等と連携し施策を進める各県部会を置くものとする。なお各県部会の規約等は各県毎に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、九州地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省九州地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を2名置き、農林水産省九州農政局農村振興部設計課長及び福岡県県土整備部企画課技術調査室長がこれにあたる。

(専門部会)

第8条 地域の実情を踏まえた各種施策の検討及び推進を図るため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、各県・政令市及び九州地方整備局をもって構成するものとするが、必要に応じてその他の機関も参加することができる。

(県部会)

第9条 九州各県に協議会等と連携し施策を進める各県部会を置くものとする。なお各県部会の規約等は各県毎に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、九州地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、平成 28 年 8 月 5 日から施行する。

平成 29 年 6 月 13 日 一部改正

(雑則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、平成 28 年 8 月 5 日から施行する。

平成 29 年 6 月 13 日 一部改正

平成 31 年 1 月 31 日 一部改正

別紙 1

第 4 条関係（協議会委員）

会長 国土交通省 九州地方整備局長

副会長 農林水産省九州農政局農村振興部長

副会長 福岡県県土整備部長

委員

警察庁九州管区警察局総務監察部長

財務省九州財務局総務部長

財務省福岡財務支局財務主幹

財務省門司税関総務部長

財務省長崎税関総務部長

財務省国税庁福岡国税局総務部次長

財務省国税庁熊本国税局総務部次長

農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部長

経済産業省九州経済産業局総務企画部長

国土交通省九州地方整備局副局長（総務部長）

国土交通省九州地方整備局企画部長（幹事長）

国土交通省九州地方整備局建政部長

国土交通省九州地方整備局河川部長

国土交通省九州地方整備局道路部長

国土交通省九州地方整備局港湾空港部長

国土交通省九州地方整備局営繕部長

国土交通省九州運輸局総務部長

別紙 1

第 4 条関係（協議会委員）

会長 国土交通省 九州地方整備局長

副会長 農林水産省九州農政局農村振興部長

副会長 福岡県県土整備部長

委員

警察庁九州管区警察局総務監察部長

財務省九州財務局総務部長

財務省福岡財務支局財務主幹

財務省門司税関総務部長

財務省長崎税関総務部長

財務省国税庁福岡国税局総務部次長

財務省国税庁熊本国税局総務部次長

農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部長

経済産業省九州経済産業局総務企画部長

国土交通省九州地方整備局副局長（総務部長）

国土交通省九州地方整備局企画部長（幹事長）

国土交通省九州地方整備局建政部長

国土交通省九州地方整備局河川部長

国土交通省九州地方整備局道路部長

国土交通省九州地方整備局港湾空港部長

国土交通省九州地方整備局営繕部長

国土交通省九州運輸局総務部長

国土交通省大阪航空局空港部長

国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部経理補給部長
国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部総務部長
環境省九州地方環境事務所統括自然保護企画官
防衛省九州防衛局調達部長
福岡高等裁判所事務局長
佐賀県県土整備部長
長崎県土木部長
熊本県土木部長
熊本県農林水産部農村振興局長
大分県土木建築部長
宮崎県県土整備部長
鹿児島県土木部長
北九州市技術監理局長
福岡市財政局理事
熊本市総務局契約監理部長
久留米市副市長
佐賀市副市長
長崎市理財部長
八代市副市長
大分市副市長
宮崎市副市長
薩摩川内市副市長
鹿児島市副市長
西日本高速道路株式会社九州支社建設・改築事業部長
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館副館長

国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部経理補給部長
国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部総務部長
環境省九州地方環境事務所統括自然保護企画官
防衛省九州防衛局調達部長
福岡高等裁判所事務局長
佐賀県県土整備部長
長崎県土木部長
熊本県土木部長
熊本県農林水産部農村振興局長
大分県土木建築部長
宮崎県県土整備部長
鹿児島県土木部長
北九州市技術監理局長
福岡市財政局理事
熊本市総務局契約監理部長
久留米市副市長
佐賀市副市長
長崎市理財部長
八代市副市長
大分市副市長
宮崎市副市長
薩摩川内市副市長
鹿児島市副市長
西日本高速道路株式会社九州支社建設・改築事業部長
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館副館長

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

九州新幹線建設局計画次長

独立行政法人都市再生機構九州支社住宅経営部長

独立行政法人水資源機構筑後川局長

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

九州支部石炭業務部長

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

九州新幹線建設局計画次長

独立行政法人都市再生機構九州支社住宅経営部長

独立行政法人水資源機構筑後川局長

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

九州支部石炭業務部長

別紙 2

第 7 条関係（幹事会委員）

- 幹事長 国土交通省九州地方整備局企画部長
- 副幹事長 農林水産省九州農政局農村振興部設計課長
- 副幹事長 福岡県県土整備部企画課技術調査室長
- 幹事
 - 警察庁九州管区警察局総務監察部会計課長
 - 財務省九州財務局総務部会計課長
 - 財務省福岡財務支局会計課長
 - 財務省門司税関総務部会計課長
 - 財務省長崎税関総務部会計課長
 - 財務省国税庁福岡国税局総務部営繕監理官
 - 財務省国税庁熊本国税局総務部営繕監理官
 - 農林水産省林野庁九州森林管理局総務企画部經理課長
 - 経済産業省九州経済産業局総務企画部会計課長
 - 国土交通省九州地方整備局地方事業評価管理官
 - 国土交通省九州地方整備局契約管理官
 - 国土交通省九州地方整備局企画部技術調整管理官
 - 国土交通省九州地方整備局企画部技術開発調整官
 - 国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課長
 - 国土交通省九州地方整備局建政部建設産業調整官
 - 国土交通省九州地方整備局河川部地域河川調整官
 - 国土交通省九州地方整備局道路部地域道路調整官
 - 国土交通省九州地方整備局港湾空港部事業計画官

別紙 2

第 7 条関係（幹事会委員）

- 幹事長 国土交通省九州地方整備局企画部長
- 副幹事長 農林水産省九州農政局農村振興部設計課長
- 副幹事長 福岡県県土整備部企画課技術調査室長
- 幹事
 - 警察庁九州管区警察局総務監察部会計課長
 - 財務省九州財務局総務部会計課長
 - 財務省福岡財務支局会計課長
 - 財務省門司税関総務部会計課長
 - 財務省長崎税関総務部会計課長
 - 財務省国税庁福岡国税局総務部営繕監理官
 - 財務省国税庁熊本国税局総務部営繕監理官
 - 農林水産省林野庁九州森林管理局総務企画部經理課長
 - 経済産業省九州経済産業局総務企画部会計課長
 - 国土交通省九州地方整備局地方事業評価管理官
 - 国土交通省九州地方整備局契約管理官
 - 国土交通省九州地方整備局企画部技術調整管理官
 - 国土交通省九州地方整備局企画部技術開発調整官
 - 国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課長
 - 国土交通省九州地方整備局建政部建設産業調整官
 - 国土交通省九州地方整備局河川部地域河川調整官
 - 国土交通省九州地方整備局道路部地域道路調整官
 - 国土交通省九州地方整備局港湾空港部事業計画官

国土交通省九州地方整備局営繕部営繕品質管理官
国土交通省九州運輸局総務部会計課長

国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部
経理補給部経理課長

国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部
総務部経理課長

環境省九州地方環境事務所自然環境整備課長

防衛省九州防衛局調達部調達計画課長

福岡高等裁判所事務局会計課長

福岡県農林水産部農山漁村振興課長

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長

佐賀県県土整備部入札・検査センター長

佐賀県県土整備部建設・技術課長

長崎県土木部建設企画課企画監

長崎県農林部農村整備課長

熊本県土木部監理課長

熊本県土木部土木技術管理課長

熊本県農林水産部技術管理課長

大分県土木建築部公共工事入札管理室長

大分県土木建築部県設政策課長

大分県農林水産部工事技術管理室長

宮崎県県土整備部技術企画課長

宮崎県県土整備部管理課長

鹿児島県土木部監理課長

国土交通省九州地方整備局営繕部営繕品質管理官
国土交通省九州運輸局総務部会計課長

国土交通省大阪航空局技術管理官

国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部
経理補給部経理課長

国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部
総務部経理課長

環境省九州地方環境事務所自然環境整備課長

防衛省九州防衛局調達部調達計画課長

福岡高等裁判所事務局会計課長

福岡県農林水産部農山漁村振興課長

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長

佐賀県県土整備部入札・検査センター長

佐賀県県土整備部建設・技術課長

長崎県土木部建設企画課企画監

長崎県農林部農村整備課長

熊本県土木部監理課長

熊本県土木部土木技術管理課長

熊本県農林水産部技術管理課長

大分県土木建築部公共工事入札管理室長

大分県土木建築部県設政策課長

大分県農林水産部工事技術管理室長

宮崎県県土整備部技術企画課長

宮崎県県土整備部管理課長

鹿児島県土木部監理課長

鹿児島県農政部総括工事監査監
鹿児島県環境林務部総括工事監査監
北九州市技術監理局技術部技術企画課長
福岡市財政局技術監理部技術企画課長
福岡市財政局財政部契約監理課長
熊本市総務局契約監理部工事契約課長
熊本市総務局契約監理部技術管理課長
久留米市総務部契約監理担当部長
佐賀市総務部長
長崎市理財部契約検査課長
八代市財務部長
大分市総務部長
宮崎市総務部長
薩摩川内市総務部長
鹿児島市 企画財政局 財政部長
西日本高速道路株式会社九州支社
建設・改築事業部建設課長
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課長
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局技術管理課長
独立行政法人都市再生機構九州支社
住宅経営部工務・検査課長
独立行政法人水資源機構筑後川局施設管理課長
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部
石炭業務部管理第1課長

鹿児島県農政部総括工事監査監
鹿児島県環境林務部総括工事監査監
北九州市技術監理局技術部技術企画課長
福岡市財政局技術監理部技術企画課長
福岡市財政局財政部契約監理課長
熊本市総務局契約監理部工事契約課長
熊本市総務局契約監理部技術管理課長
久留米市総務部契約監理担当部長
佐賀市総務部長
長崎市理財部契約検査課長
八代市財務部長
大分市総務部長
宮崎市総務部長
薩摩川内市総務部長
鹿児島市 企画財政局 財政部長
西日本高速道路株式会社九州支社
建設・改築事業部建設課長
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課長
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局技術管理課長
独立行政法人都市再生機構九州支社
住宅経営部工務・検査課長
独立行政法人水資源機構筑後川局施設管理課長
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部
石炭業務部管理第1課長

(オブザーバー)

内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課長
沖縄県土木建築部技術・建設業課長

(オブザーバー)

内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課長
沖縄県土木建築部技術・建設業課長

公共工事の現状と発注者の取り組み

公共工事の現状(建設産業の役割と課題)

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う。

【災害の応急対応】

- (一社)熊本県建設業協会
平成28年熊本地震では、被災状況の把握に努めると共に道路啓開作業や応急作業等を迅速に対応。



【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故(2007年米ミネソタ州)】(出典: MNDOT)



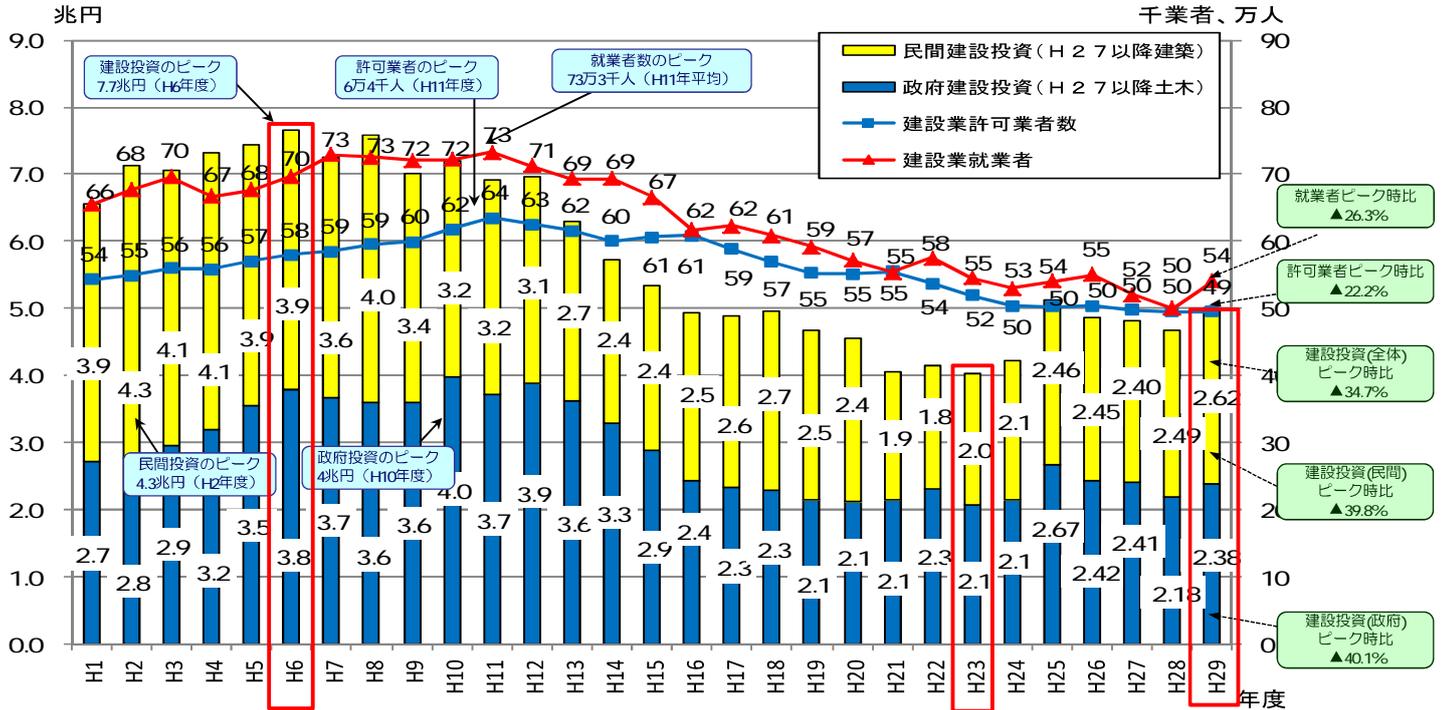
香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題。

- 建設投資額(平成29年度見通し)は前年度7.1%増の約5兆円で、ピーク時(6年度)から約34.7%減。 全国比 9.0%
- 建設業者数(29年度末)は約5万業者で、ピーク時(11年度末)から約22.2%減。 全国比 10.6%
- 建設業就業者数(29年平均)は約54万人で、ピーク時(11年平均)から約26.3%減。 全国比 10.8%



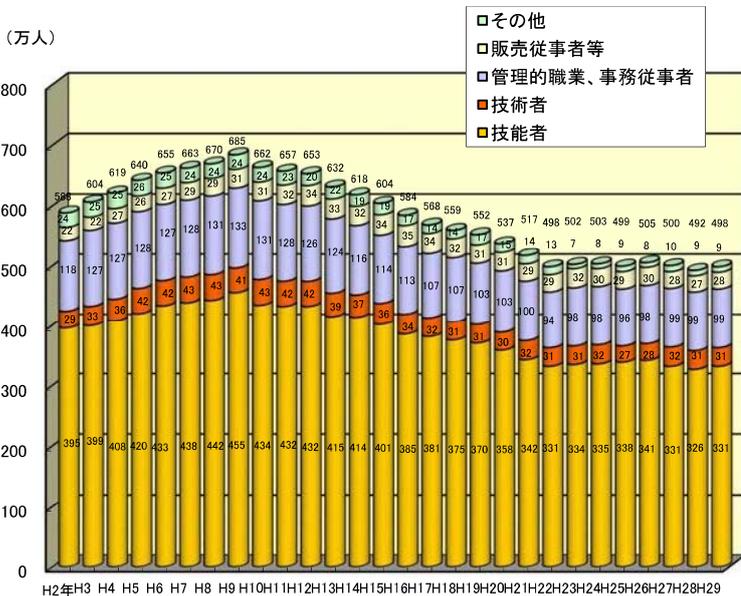
資料: 投資額については平成26年度まで実績、27年度・28年度は見込み、29年度は見通し(H27以降は、建築=民間投資、土木=政府投資として作成している)
 許可業者数は、国土交通省調べ(各年度末現在)
 就業者数は、総務省及び沖縄県の「労働力調査」より作成(年平均)

↑
ピーク時(H6)の52.5%

公共工事の現状(建設業就業者の現状)

技能労働者等の推移

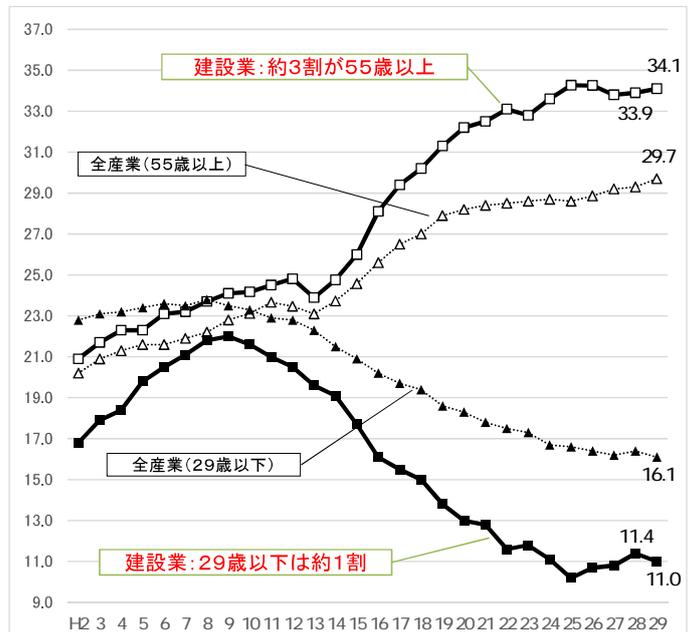
- 建設業就業者: 685万人(H9) → 498万人(H22) → 498万人(H29)
- 技術者: 41万人(H9) → 31万人(H22) → 31万人(H29)
- 技能労働者: 455万人(H9) → 331万人(H22) → 331万人(H29)



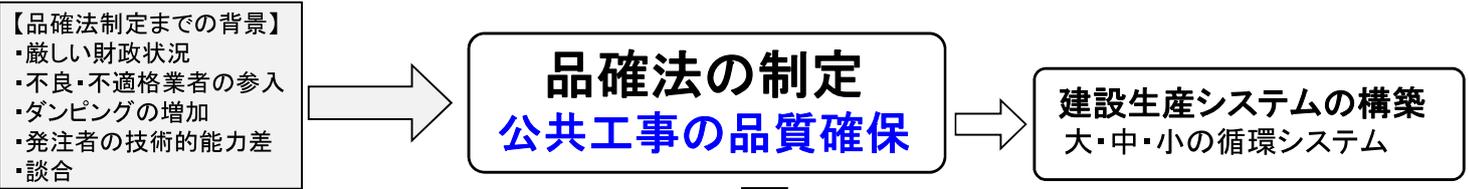
出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
 ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成28年と比較して55歳以上が約3万人増加、29歳以下は約1万人減少。

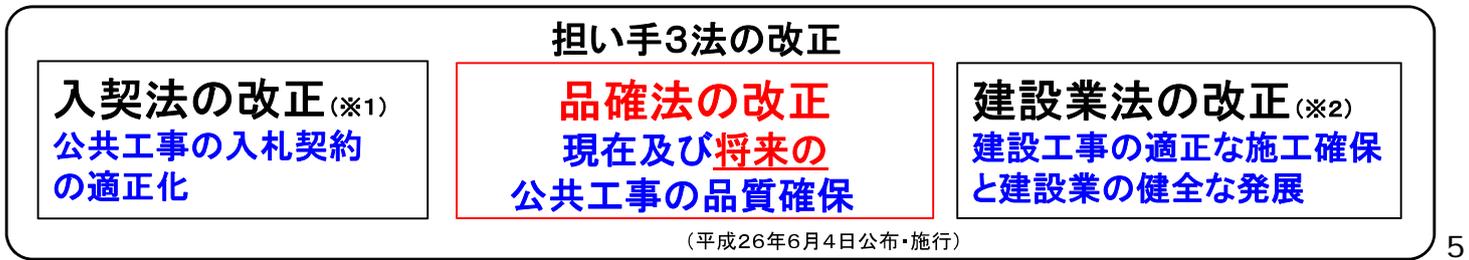


出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出



- 【発注関係事務を取り巻く課題（現場の声）】
- ①発注者が歩切りをしている
 - ②積算もせず、赤字覚悟で入札する業者がみられる
 - ③予定価格が施工の実態と合っていない
 - ④市場価格が急激に変動し適切な単価が設定されない
 - ⑤工期が短く、資材や労務の調達コストが増える
 - ⑥年度末は工事が集中するが、年度当初の工事量は少ない
 - ⑦請負代金額や工期の変更を発注者が認めてくれない
 - ⑧次世代を担う若者たちがいない、育たない
 - ⑨他産業より労働環境が悪い
 - ⑩地域を守る仕事が地域の企業で受注できるようにしたい
 - ⑪発注関係事務を適切に実施できる職員が不足している
 - ⑫膨大な事務量や複雑な手順のため円滑に発注できない

(平成17年3月30日公布
・平成17年4月1日施行)



品確法改正の概要 (公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律)

- <背景>
- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
 - 現場の担い手不足、若年入職者減少
 - 発注者のマンパワー不足
 - 地域の維持管理体制への懸念
 - 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

- ☆ 改正のポイントⅠ: 目的と基本理念の追加
- 目的に、以下を追加
 - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
 - 基本理念として、以下を追加
 - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
 - ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
 - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ダンピング受注の防止
 - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

- ☆ 改正のポイントⅡ: 発注者責務の明確化
- 各発注者が基本理念にのっとり発注を実施
- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した**予定価格の適正な設定**
 - 不調、不落の場合等における**見積り徴収**
 - 低入札価格調査基準**や**最低制限価格**の設定
 - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
 - (発注者間の連携の推進) 等
- 効果
- ・最新単価や実態を反映した予定価格
 - ・歩切りの根絶
 - ・ダンピング受注の防止 等

- ☆ 改正のポイントⅢ: 多様な入札契約制度の導入・活用
- 技術提案交渉方式 → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
 - 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) → 受発注者の事務負担軽減
 - 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) → 地元にも明るい中小業者等による安定受注
 - 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

- 法改正の理念を現場で実現するために、
- 国と地方公共団体が相互に**緊密な連携**を図りながら協力
 - 国等が講じる基本的な施策を明示 (**基本方針を改正**)
 - 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の**運用指針**を策定

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせる適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

7

九州ブロック発注者協議会について(協議会組織図)

① 九州ブロック発注者協議会

<目的>

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本指針)」及び「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

<構成員>

- (国) 九地整局長、関係省庁出先機関部長等
- (県・政令市・代表市) 土木部長等
- (特殊法人等) 九州に組織を有する機関の部長等

② 幹事会

<活動内容>

・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

<構成員>

- (国) 九地整企画部長、関係省庁出先機関課長等
- (県・政令市・代表市) 技術管理担当課長等
- (特殊法人等) 九州に組織を有する機関の課長等

③ 専門部会

<活動内容>

・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等
(品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続)

④ 県部会

<活動内容>

・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換(品確協議会県部会の組織を存続)

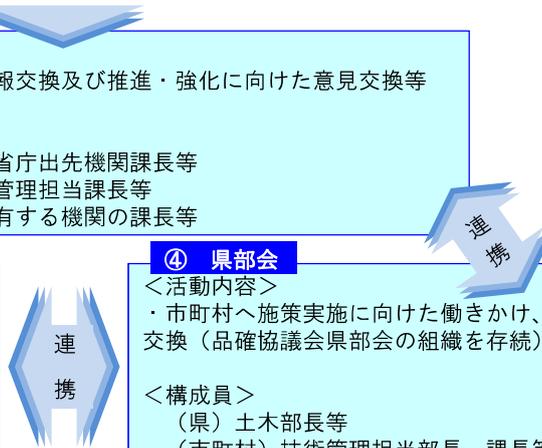
<構成員>

- (県) 土木部長等
- (市町村) 技術管理担当部長、課長等

⑤ 品質確保研究会

<活動内容>

・実務担当者による情報交換等
(品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続)



8

◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与すること

- ・公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・発注者間における連携体制の強化
- ・建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

◆目的達成に向けた各種施策

①公共工事の品質確保の促進に関する施策

- ➔ 発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み
 - ※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **H29年度より実施**
- ➔ 発注見通しの統合公表の取り組み
 - ※発注情報の一元化に向けた取り組み **H29年度より実施**
- ➔ 各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

- ➔ i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

③発注者の支援に関する施策

- ➔ 総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
- ➔ 県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

- ➔ 新たな入札契約制度等に関する情報提供等

◆九州発注者協議会における取り組み

平成27年11月 発注体制の把握と自己評価の実施

※運用指針における発注関係事務を適切に実施するための取り組むべき事項108項目のうち、**31項目について自己評価を実施**

協議会の成果

平成28年4月より
歩切りの完全撤廃

受注者からの指摘

一定程度の成果が上がっている一方、
依然として課題があるとの指摘

◆全国統一指標（案）

- ・全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる指標の設定が有効
 - ・重点項目を選定し、取り組むことが効果的
- ＜重点項目（案）＞

発注者協議会への
意見照会結果を反映

①適正な予定価格の設定

- 指標①-1：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）
- 指標①-2：単価の更新頻度

②適切な設計変更

- 指標②-1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況
- 指標②-2：設計変更の実施工事率

③施工時期等の平準化

- 指標③-1：平準化率

◆今後の予定

- ・継続的な各機関の指標値把握と結果の公表
- ・各発注者の立ち位置等を把握した後、目標設定及び指標の活用策等を検討

働き方改革実行計画 平成29年3月28日働き方改革実現会議決定



- 日本経済再生に向けて、働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの
- 働き方改革こそが、労働生産性を改善する最良の手段。生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築される
- 政労使が3本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要

出典：首相官邸ホームページ

13

建設業働き方改革加速化プログラム

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとられない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○週休2日制の導入を後押しする

- ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

- ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

- ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇う専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

- ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
- ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

- ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

- ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時間の標準化をさらに進める

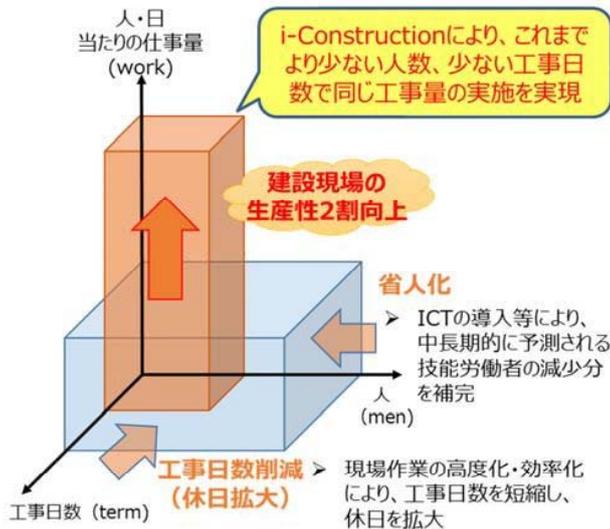
○重層下請構造改善のため、下請削減減方策を検討する

14

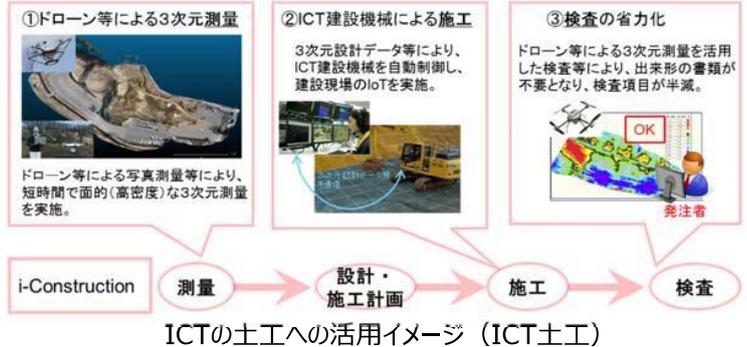
i-Construction ～建設現場の生産性向上～

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、測量にドローン等を投入し、**施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K（給与が良い、休暇がとれる、希望もてる）の魅力ある現場**に劇的に改善

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



i-Construction トップランナー施策 (H28～)

ICTの全面的な活用 (ICT土工)

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための**15の新基準**や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》
ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》
3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》
3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。
- 部材の規格(サイズ等)の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

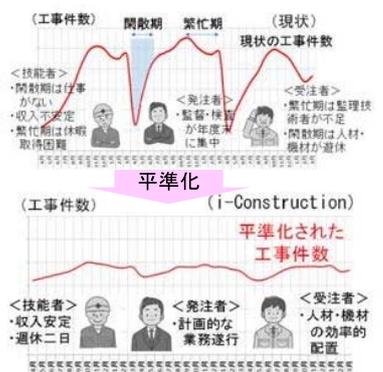
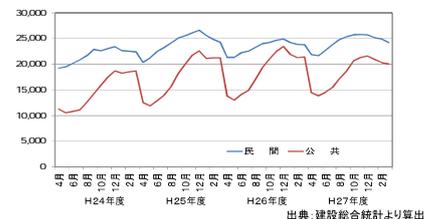
規格の標準化 全体最適設計 工程改善
コンクリート工の生産性向上のための3要素

現場打ちの効率化 (例) 鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用
クレーンで設置 → 中詰めコン打設

プレキャストの進歩 (例) 定型部材を組み合わせた施工
クレーンで設置

施工時期の平準化

- 公共工事は第1四半期(4～6月)に工事が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた4つの取組み

①2か年国債※1の更なる活用

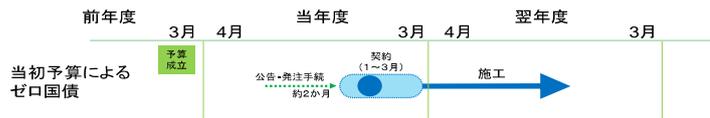
適正な工期を確保するための**2か年国債の規模を倍増**

H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円

②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定

平準化に資する『ゼロ国債』を**当初予算において初めて**設定

(約1,400億円) ⇒ 九州地方整備局 約176億円



(参考) 28年度当初予算の2か年国債(約700億円)、28年度3次補正予算でのゼロ国債計上(事業費ベースで3,500億円)により、29年度前半においても平準化に取り組む。

③九州ブロックにおける発注見通しの統合・公表

国、地方公共団体等の**発注見通しを統合**し、とりまとめ版を公表する取り組みを、平成29年度から実施。



建設業者による技術者や技能者の計画的な配置や資機材の円滑な調達に役立つことが期待されます。

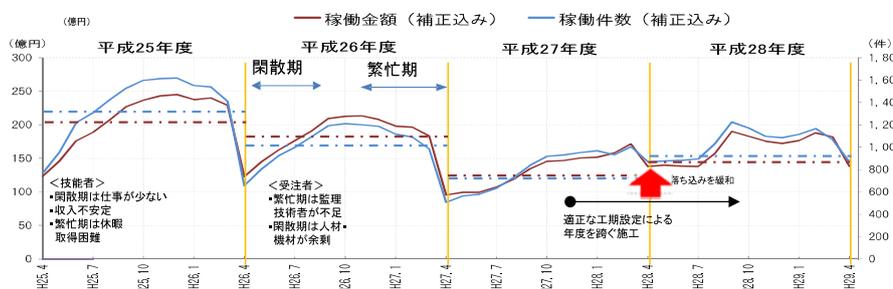
④地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請**

※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

＜九州地方整備局(建設工事)の月別推移とその平準化＞



＜技能者＞

- ・収入安定
- ・週休二日

＜受注者＞

- ・人材・機材の効率的配置

■ 全国統一指標の取り組みにおける九州ブロックの目標設定

指標分類	九州ブロック方針	九州ブロック目標（中期）	平成30年度達成目標
《指標①-1》 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用） a：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 b：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない c：その他 （※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む）	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備（指標値b）』が約6割あり、各発注機関の実情を踏まえ、引き続き基準範囲外の場合の要領の整備について推進を図る。	5ヶ年で九州ブロックにおける指標値aの100%達成を目指す。	各県で指標値aの値を10%以上改善し、九州ブロックにおける指標値aの50%達成を目指す。
《指標①-2》 単価の更新頻度 a：最新単価（1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当） b：3ヶ月以内 c：6ヶ月以内 d：12ヶ月以内 e：それ以上	6ヶ月以上単価を見直していない発注機関もあり、各発注機関の実情を踏まえ、最新単価を用いて積算ができるよう推進を図る。	5ヶ年で九州ブロックにおける指標値aの100%達成を目指す。	最新単価を適用できていない県で指標値aの値を5%以上改善し、九州ブロックにおける指標値aの90%達成を目指す。
《指標②-1》 設計変更ガイドラインの策定・活用状況 a：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c：設計変更を実施していない	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。	5ヶ年で九州ブロックにおける指標値aの100%達成を目指す。	各県で指標値aの値を10%以上改善し、九州ブロックにおける指標値aの30%達成を目指す。
《指標②-2》 設計変更の実施工事率 a：75%以上 b：50～75% c：25～50% d：0～25% e：設計変更を行っていない			
《指標③》 平準化率（件数・金額） a：0.9以上 b：0.9～0.8 c：0.8～0.7 d：0.7～0.6 e：0.6未満	各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進（早期発注や債務負担行為の適切な活用） ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	5ヶ年で平準化率（件数、金額）が0.6未満（指標値e）の発注機関の割合の半減を目指すとともに、より一層の施工時期の平準化を推進する。	

全国統一指標の取り組み状況について

①適切な予定価格の設定

指標①-1:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

◆指標分類

- a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領[※]を整備し活用
- b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領[※]は整備していない
- c:その他

※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む

◆定義

- ・最新の積算基準:1年[※]以内に更新されている積算基準(※営繕の場合は2年)
- ・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:
見積り等により積算する要領を整備し運用しているか否か

◆考え方等

- ・積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積もり等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。

◆取り組み時点

- ・平成30年9月末時点

①適切な予定価格の設定

指標①-2:単価の更新頻度

◆指標分類

- a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
- b:3ヶ月以内
- c:6ヶ月以内
- d:12ヶ月以内
- e:それ以上

◆定義

- ・使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度
※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。

◆考え方等

- ・資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。

◆取り組み時点

- ・平成30年9月末時点

②適切な設計変更

指標②-1:設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◆指標分類

- a:ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c:設計変更を実施していない

◆定義

- ・関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

◆取り組み時点

- ・平成30年9月末時点

②適切な設計変更

指標②-2:設計変更の実施工事率

◆指標分類

コリンズデータによる分析により、分類案を決定

- a: 75%以上
- b: 50~75%
- c: 25~50%
- d: 0~25%
- e: 設計変更を行っていない

◆定義

- ・平成29年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率

◆考え方等

- ・全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。
- ・このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施工事率」を指標としたい。
- ・なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。
- ・コリンズデータを活用して、数値算出

◆取り組み時点

- ・平成30年3月末時点

③施工時期等の平準化

指標③-1:平準化率

◆指標分類

コリンズデータによる分析により、分類案を決定

- a: 0.9以上
- b: 0.9~0.8
- c: 0.8~0.7
- d: 0.7~0.6
- e: 0.6未満

◆定義

- ・平準化率: 年度の平均稼働件数・金額と4~6月期の平均稼働件数・金額[※]との比率
- 対象: 契約金額500万円以上の工事
- 稼働件数: 当該月に工期が含まれる工事の件数
- 稼働金額: 最終契約金額(工期中のみは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの
- ※4~6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

◆考え方等

- ・建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる4~6月期を年度の平均と比較する指標とした。
- ・各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
- ・発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、その算出にあたっては、コリンズデータを活用して、数値算出

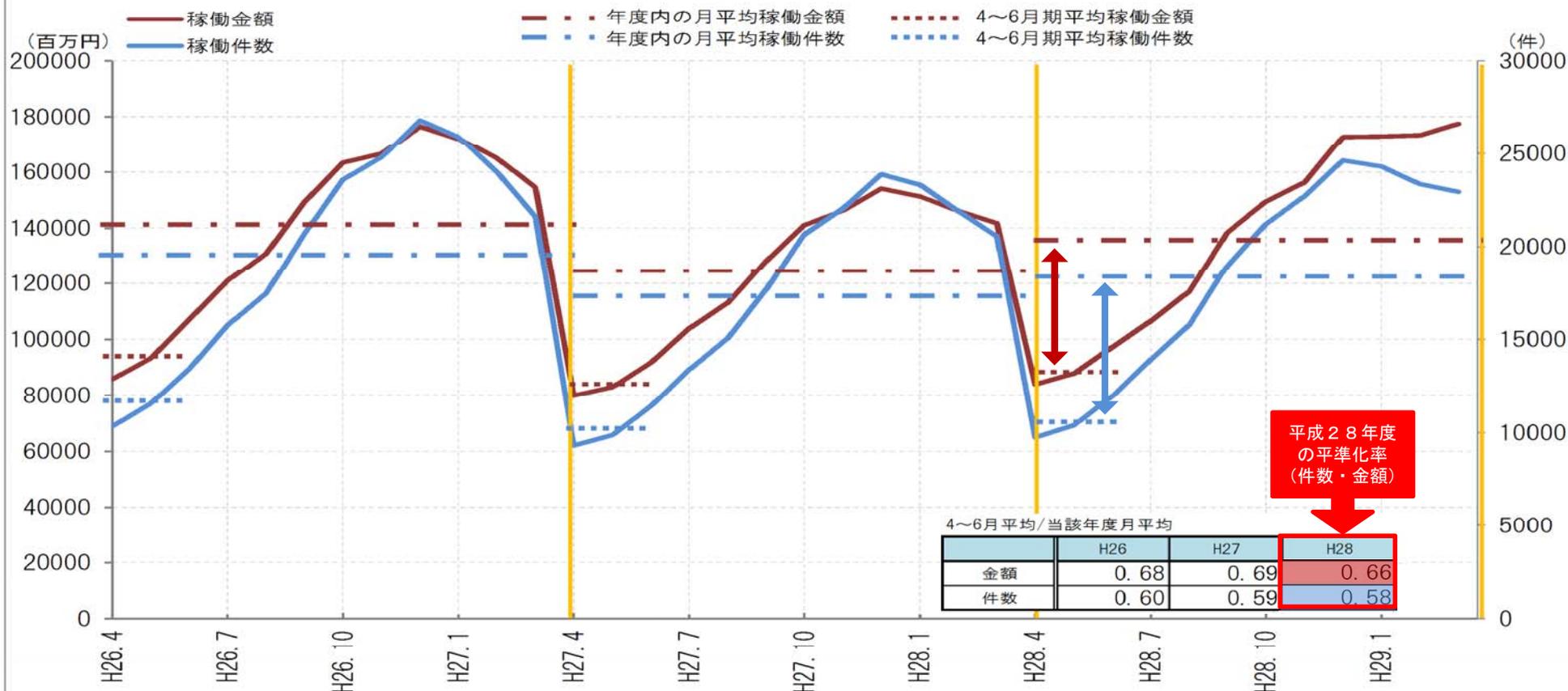
◆取り組み時点

- ・平成30年3月末時点

《参考》平準化率算出のイメージ

※対象機関:262機関(沖縄県、沖縄総合事務局並びに発注無しの機関を除く)

機関名 発注工事の月毎の稼働状況



※1 稼働金額・・・工期に当該月が含まれている工事毎に請負金額(税込)を工期(月数)で除した金額を総計した金額
 ※2 稼働件数・・・工期に当該月が含まれている工事の総件数

$$\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{4~6月期月平均稼働件数}}{\text{年度内の月平均稼働件数}} = 0.58 \text{《指標値 e》}$$

$$\text{平準化率(金額)} = \frac{\text{4~6月期月平均稼働金額}}{\text{年度内の月平均稼働金額}} = 0.66 \text{《指標値 d》}$$

[福岡県]

機関種別	機関名	指標①-1: 積算基準	指標①-2: 単価の更新頻度	指標②-1: 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2: 設計変更の 実施工事率	指標③-1: 平準化率 (件数)	指標③-1: 平準化率 (金額)
		平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点
福岡県	福岡県	a	a	a	a	c	b
福岡県	北九州市	a	a	a	a	d	c
福岡県	福岡市	a	a	a	b	e	d
福岡県	大牟田市	b	a	b	a	e	e
福岡県	久留米市	b	a	b	b	e	e
福岡県	直方市	b	a	b	a	e	d
福岡県	飯塚市	b	a	b	c	d	a
福岡県	田川市	a	a	b	c	e	e
福岡県	柳川市	b	a	a	b	e	e
福岡県	八女市	a	a	b	b	e	e
福岡県	筑後市	a	b	b	b	e	e
福岡県	大川市	b	a	b	b	e	d
福岡県	行橋市	b	a	b	a	e	e
福岡県	豊前市	b	b	b	b	d	d
福岡県	中間市	b	a	b	b	e	e
福岡県	小郡市	b	a	b	b	e	e
福岡県	筑紫野市	b	a	b	a	e	b
福岡県	春日市	b	b	b	c	e	c
福岡県	大野城市	b	a	b	a	e	b
福岡県	宗像市	b	a	b	b	c	b
福岡県	太宰府市	a	a	b	b	d	a
福岡県	古賀市	b	a	b	b	e	b
福岡県	福津市	a	d	b	a	e	e
福岡県	うきは市	b	a	b	b	d	d
福岡県	宮若市	b	a	b	c	e	e
福岡県	嘉麻市	a	a	b	b	c	a
福岡県	朝倉市	b	b	b	b	d	d
福岡県	みやま市	b	a	a	b	e	e
福岡県	糸島市	a	a	b	b	e	e
福岡県	那珂川町	b	b	a	b	e	d
福岡県	宇美町	b	a	b	c	e	e
福岡県	篠栗町	b	a	b	a	e	e
福岡県	志免町	b	a	b	c	e	d
福岡県	須恵町	b	a	b	a	e	e
福岡県	新宮町	b	a	b	a	d	e
福岡県	久山町	b	a	b	b	e	e
福岡県	粕屋町	b	a	a	d	e	e
福岡県	芦屋町	a	a	b	b	e	a
福岡県	水巻町	b	a	b	b	e	e
福岡県	岡垣町	b	a	b	d	e	e
福岡県	遠賀町	b	a	b	b	d	c
福岡県	小竹町	b	a	b	b	b	d
福岡県	鞍手町	b	a	b	b	e	e
福岡県	桂川町	b	b	b	a	e	e
福岡県	筑前町	a	b	b	a	e	c
福岡県	東峰村	a	c	b	c	e	b
福岡県	大刀洗町	b	a	b	b	e	e
福岡県	大木町	b	a	b	a	e	e
福岡県	広川町	a	a	b	a	b	c
福岡県	香春町	b	a	b	b	e	a

福岡県	添田町	a	a	b	b	e	e
福岡県	糸田町	b	a	b	a	e	d
福岡県	川崎町	b	b	b	b	a	a
福岡県	大任町	a	a	b	e	e	e
福岡県	赤村	a	a	b	c	a	a
福岡県	福智町	a	a	b	c	e	e
福岡県	苅田町	b	a	a	a	e	e
福岡県	みやこ町	b	a	b	b	e	e
福岡県	吉富町	a	a	b	c	e	c
福岡県	上毛町	a	a	b	a	e	e
福岡県	築上町	b	a	b	b	e	a
計	a	20	51	8	18	2	8
	b	41	8	53	30	2	6
	c	0	1	0	10	3	6
	d		1		2	8	10
	e		0		1	46	31
		61	61	61	61	61	61

[佐賀県]

機関種別	機関名	指標①-1: 積算基準	指標①-2: 単価の更新頻度	指標②-1: 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2: 設計変更の 実施工事率	指標③-1: 平準化率 (件数)	指標③-1: 平準化率 (金額)
		平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点
佐賀県	佐賀県	a	a	a	a	b	c
佐賀県	佐賀市	b	a	b	b	d	c
佐賀県	唐津市	a	a	b	c	e	e
佐賀県	鳥栖市	b	a	b	d	e	e
佐賀県	多久市	b	a	b	b	d	a
佐賀県	伊万里市	a	a	a	b	e	d
佐賀県	武雄市	a	a	a	b	e	c
佐賀県	鹿島市	a	a	b	b	e	c
佐賀県	小城市	a	c	a	a	c	c
佐賀県	嬉野市	b	b	b	c	d	e
佐賀県	神埼市	a	a	b	b	b	c
佐賀県	吉野ヶ里町	a	a	b	b	e	e
佐賀県	基山町	b	a	b	c	e	a
佐賀県	上峰町	b	a	b	b	b	a
佐賀県	みやき町	b	a	b	c	d	a
佐賀県	玄海町	b	a	a	c	c	a
佐賀県	有田町	b	a	b	b	e	b
佐賀県	大町町	b	a	b	b	e	b
佐賀県	江北町	a	a	b	c	e	e
佐賀県	白石町	a	a	b	b	e	e
佐賀県	太良町	b	a	b	c	b	a
計	a	10	19	5	2	0	6
	b	11	1	16	11	4	2
	c	0	1	0	7	2	6
	d		0		1	4	1
	e		0		0	11	6
		21	21	21	21	21	21

[長崎県]

機関種別	機関名	指標①-1: 積算基準	指標①-2: 単価の更新頻度	指標②-1: 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2: 設計変更の 実施工事率	指標③-1: 平準化率 (件数)	指標③-1: 平準化率 (金額)
		平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点
長崎県	長崎県	a	a	a	a	c	b
長崎県	長崎市	a	a	b	b	e	e
長崎県	佐世保市	a	a	a	b	e	c
長崎県	島原市	b	a	b	b	e	e
長崎県	諫早市	a	a	b	b	e	d
長崎県	大村市	b	a	a	a	e	e
長崎県	平戸市	a	a	b	a	d	c
長崎県	松浦市	a	a	b	a	e	e
長崎県	対馬市	b	a	b	a	b	c
長崎県	杵岐市	a	a	b	b	e	e
長崎県	五島市	a	a	b	b	e	c
長崎県	西海市	b	a	b	a	e	c
長崎県	雲仙市	b	a	b	a	e	e
長崎県	南島原市	b	a	b	a	d	d
長崎県	長与町	b	a	b	b	d	b
長崎県	時津町	b	a	b	b	d	d
長崎県	東彼杵町	b	a	b	a	c	b
長崎県	川棚町	b	a	b	b	c	d
長崎県	波佐見町	b	a	a	b	e	e
長崎県	小値賀町	a	a	b	b	e	e
長崎県	佐々町	a	a	b	c	e	e
長崎県	新上五島町	b	a	b	a	e	e
計	a	10	22	4	10	0	0
	b	12	0	18	11	1	3
	c	0	0	0	1	3	5
	d		0		0	4	4
	e		0		0	14	10
		22	22	22	22	22	22

[熊本県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
		平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点
熊本県	熊本県	a	a	a	a	a	b
熊本県	熊本市	a	a	a	b	c	c
熊本県	八代市	a	a	b	a	b	a
熊本県	人吉市	b	a	b	b	e	e
熊本県	荒尾市	a	a	b	b	e	e
熊本県	水俣市	a	a	b	b	b	a
熊本県	玉名市	a	a	b	b	e	e
熊本県	山鹿市	b	a	b	c	e	d
熊本県	菊池市	b	a	b	b	d	a
熊本県	宇土市	b	a	b	b	a	d
熊本県	上天草市	b	a	b	b	e	e
熊本県	宇城市	a	a	a	a	a	b
熊本県	阿蘇市	b	a	b	c	c	e
熊本県	天草市	a	a	b	b	e	c
熊本県	合志市	b	a	b	c	c	b
熊本県	美里町	a	a	b	c	d	e
熊本県	玉東町	b	a	b	c	e	e
熊本県	南関町	b	a	b	b	b	e
熊本県	長洲町	b	a	b	b	e	e
熊本県	和水町	b	a	b	b	b	c
熊本県	大津町	b	a	b	c	a	a
熊本県	菊陽町	b	a	b	c	e	e
熊本県	南小国町	a	a	b	a	a	b
熊本県	小国町	b	a	b	b	a	e
熊本県	産山村	a	a	b	c	d	e
熊本県	高森町	b	a	b	a	a	a
熊本県	西原村	b	a	b	b	a	a
熊本県	南阿蘇村	b	a	b	a	c	e
熊本県	御船町	a	a	b	c	c	e
熊本県	嘉島町	a	a	b	a	c	d
熊本県	益城町	b	a	b	b	e	e
熊本県	甲佐町	a	a	b	b	c	d
熊本県	山都町	b	a	a	c	d	d
熊本県	氷川町	b	a	b	a	e	e
熊本県	芦北町	b	a	b	d	e	c
熊本県	津奈木町	b	a	a	c	e	e
熊本県	錦町	b	a	b	a	a	b
熊本県	多良木町	b	a	b	a	e	e
熊本県	湯前町	b	a	b	b	e	e
熊本県	水上村	b	a	b	b	b	a
熊本県	相良村	b	a	b	b	e	e
熊本県	五木村	b	a	b	b	c	e
熊本県	山江村	b	a	b	b	e	c
熊本県	球磨村	b	a	b	b	e	e
熊本県	あさぎり町	b	a	b	c	e	d
熊本県	苓北町	b	a	b	b	a	a
計	a	14	46	5	10	10	8
	b	32	0	41	23	5	5
	c	0	0	0	12	8	5
	d		0		1	4	6
	e		0		0	19	22
		46	46	46	46	46	46

[大分県]

機関種別	機関名	指標①-1: 積算基準	指標①-2: 単価の更新頻度	指標②-1: 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2: 設計変更の 実施工事率	指標③-1: 平準化率 (件数)	指標③-1: 平準化率 (金額)
		平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点
大分県	大分県	a	a	a	a	c	c
大分県	大分市	a	a	a	b	e	e
大分県	別府市	a	a	a	b	e	b
大分県	中津市	b	a	b	a	c	c
大分県	日田市	a	a	a	b	e	e
大分県	佐伯市	a	a	b	b	d	b
大分県	臼杵市	b	a	b	b	e	e
大分県	津久見市	b	a	a	b	e	e
大分県	竹田市	a	a	b	b	d	b
大分県	豊後高田市	b	a	b	a	d	d
大分県	杵築市	b	a	b	a	a	d
大分県	宇佐市	b	a	a	b	b	c
大分県	豊後大野市	a	a	a	b	e	e
大分県	由布市	b	a	b	b	a	c
大分県	国東市	b	a	b	b	e	e
大分県	姫島村	b	a	b	c	b	e
大分県	日出町	b	a	b	b	e	e
大分県	九重町	b	a	a	b	b	b
大分県	玖珠町	b	a	b	b	e	e
計	a	7	19	8	4	2	0
	b	12	0	11	14	3	4
	c	0	0	0	1	2	4
	d		0		0	3	2
	e		0		0	9	9
		19	19	19	19	19	19

[宮崎県]

機関種別	機関名	指標①-1: 積算基準	指標①-2: 単価の更新頻度	指標②-1: 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2: 設計変更の 実施工事率	指標③-1: 平準化率 (件数)	指標③-1: 平準化率 (金額)
		平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点
宮崎県	宮崎県	a	a	a	a	b	b
宮崎県	宮崎市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	都城市	a	a	b	a	e	b
宮崎県	延岡市	a	a	a	b	c	b
宮崎県	日南市	a	a	a	b	c	c
宮崎県	小林市	a	a	a	b	e	a
宮崎県	日向市	a	a	b	b	a	a
宮崎県	串間市	a	a	b	c	e	e
宮崎県	西都市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	えびの市	a	a	b	c	e	e
宮崎県	三股町	a	a	b	b	d	d
宮崎県	高原町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	国富町	a	a	b	b	a	a
宮崎県	綾町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	高鍋町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	新富町	a	a	b	c	a	a
宮崎県	西米良村	a	a	b	c	e	e
宮崎県	木城町	a	a	b	b	e	a
宮崎県	川南町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	都農町	a	a	b	b	d	a
宮崎県	門川町	a	a	b	a	e	e
宮崎県	諸塚村	a	a	b	e	e	e
宮崎県	椎葉村	a	a	b	a	a	e
宮崎県	美郷町	a	a	b	b	a	a
宮崎県	高千穂町	a	a	b	a	e	e
宮崎県	日之影町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	五ヶ瀬町	a	a	b	b	d	c
計	a	27	27	4	5	5	7
	b	0	0	23	15	1	3
	c	0	0	0	6	2	2
	d	0	0	0	0	3	1
	e	0	0	0	1	16	14
		27	27	27	27	27	27

[鹿児島県]

機関種別	機関名	指標①-1: 積算基準	指標①-2: 単価の更新頻度	指標②-1: 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2: 設計変更の 実施工事率	指標③-1: 平準化率 (件数)	指標③-1: 平準化率 (金額)
		平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点
鹿児島県	鹿児島県	a	a	a	a	c	c
鹿児島県	鹿児島市	a	a	a	b	e	e
鹿児島県	鹿屋市	b	d	b	c	e	e
鹿児島県	枕崎市	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	阿久根市	a	a	b	a	d	b
鹿児島県	出水市	a	a	a	b	e	d
鹿児島県	指宿市	b	b	a	b	d	c
鹿児島県	西之表市	a	a	b	c	e	e
鹿児島県	垂水市	a	a	b	b	b	d
鹿児島県	薩摩川内市	a	a	a	a	d	e
鹿児島県	日置市	b	b	a	b	a	c
鹿児島県	曾於市	b	a	b	c	a	d
鹿児島県	霧島市	b	b	b	c	c	b
鹿児島県	いちき串木野市	b	a	b	c	e	d
鹿児島県	南さつま市	a	a	a	b	e	e
鹿児島県	志布志市	b	a	a	b	e	e
鹿児島県	奄美市	b	a	b	b	d	c
鹿児島県	南九州市	a	b	b	b	e	e
鹿児島県	伊佐市	b	b	b	c	e	c
鹿児島県	始良市	a	a	a	c	e	e
鹿児島県	三島村	b	b	b	b	e	a
鹿児島県	十島村	b	a	b	b	b	d
鹿児島県	さつま町	b	a	a	d	b	c
鹿児島県	長島町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	湧水町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	大崎町	a	a	a	b	e	e
鹿児島県	東串良町	b	b	b	c	e	e
鹿児島県	錦江町	b	a	b	b	d	a
鹿児島県	南大隅町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	肝付町	b	a	b	c	e	c
鹿児島県	中種子町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	南種子町	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	屋久島町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	大和村	b	b	b	c	e	e
鹿児島県	宇検村	a	a	b	d	e	e
鹿児島県	瀬戸内町	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	龍郷町	b	b	b	b	e	e
鹿児島県	喜界町	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	徳之島町	b	a	b	d	e	e
鹿児島県	天城町	b	b	c	c	e	e
鹿児島県	伊仙町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	和泊町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	知名町	b	a	b	d	e	e
鹿児島県	与論町	b	a	b	b	e	e
計	a	15	33	11	3	2	2
	b	29	10	32	21	3	2
	c	0	0	1	16	2	7
	d		1		4	5	5
	e		0		0	32	28
		44	44	44	44	44	44

[国、法人等]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
		平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年9月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点	平成30年3月末時点
国	国土交通省 九州地方整備局	a	a	a	a	a	a
国	警察庁 九州管区警察局	a	a	b	b	e	e
国	財務省 九州財務局	b	a	b	b	c	a
国	財務省 福岡財務支局	a	a	b	b	e	a
国	財務省 門司税関	b	a	b	e	e	e
国	財務省 長崎税関	b	a	b	-	-	-
国	財務省 国税庁 福岡国税局	a	a	a	b	a	a
国	財務省 国税庁 熊本国税局	a	a	b	e	e	e
国	農林水産省 九州農政局	a	a	a	a	c	c
国	農林水産省 林野庁 九州森林管理局	a	a	a	a	d	d
国	経済産業省 九州経済産業局	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し
国	国土交通省 九州運輸局	a	a	b	-	-	-
国	国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	a	a	b	d	e	a
国	国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	a	a	b	d	e	e
国	環境省 九州地方環境事務所	a	a	a	a	e	e
国	防衛省 九州防衛局	a	a	a	a	b	c
国	福岡高等裁判所	a	a	b	a	e	e
法人等	西日本高速道路(株) 九州支社	a	a	a	a	a	a
法人等	(独)国立文化財機構 九州国立博物館	a	a	b	e	e	e
法人等	(独)鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局	a	a	a	a	a	a
法人等	(独)都市再生機構 九州支社	a	a	b	a	d	c
法人等	(独)水資源機構 筑後川局	a	a	a	b	c	c
法人等	(独)石油天然ガス・金属鉱物 資源機構 九州支部	a	a	b	a	b	a
計	a	19	22	9	10	4	8
	b	3	0	13	5	2	0
	c	0	0	0	0	3	4
	d		0		2	2	1
	e		0		3	9	7
	発注無し	22	22	22	20	20	20
	発注無し	1	1	1	1	1	1

■各機関の取組状況

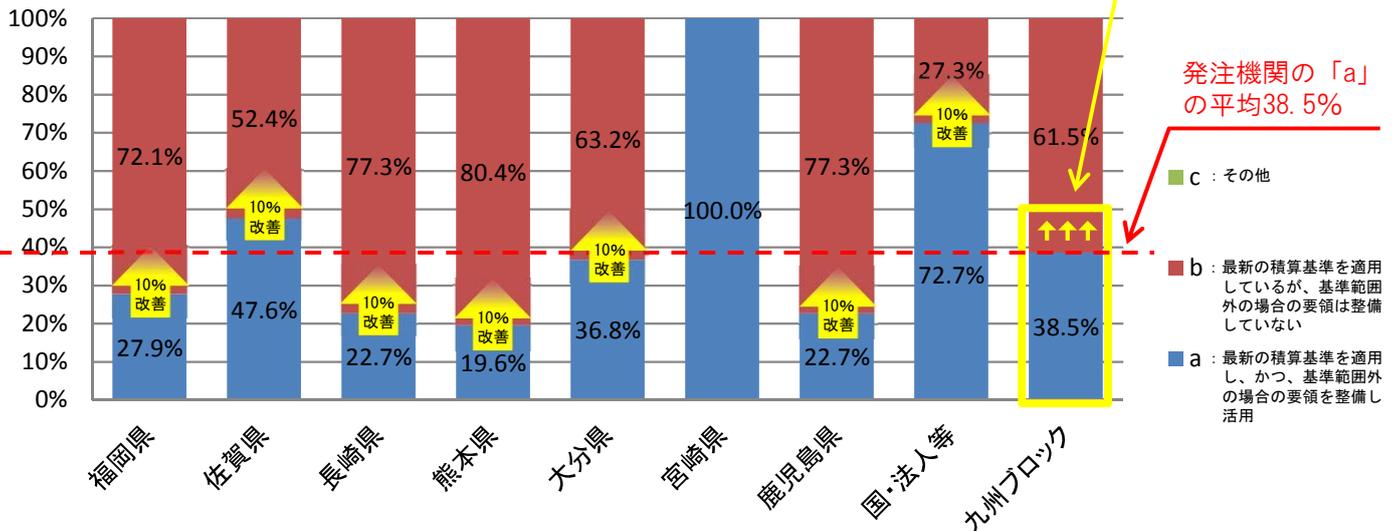
《指標①－1》

最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

◆平成29年9月末時点

《H30達成目標》
九州ブロック
「a」の50%達成

指標①－1：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

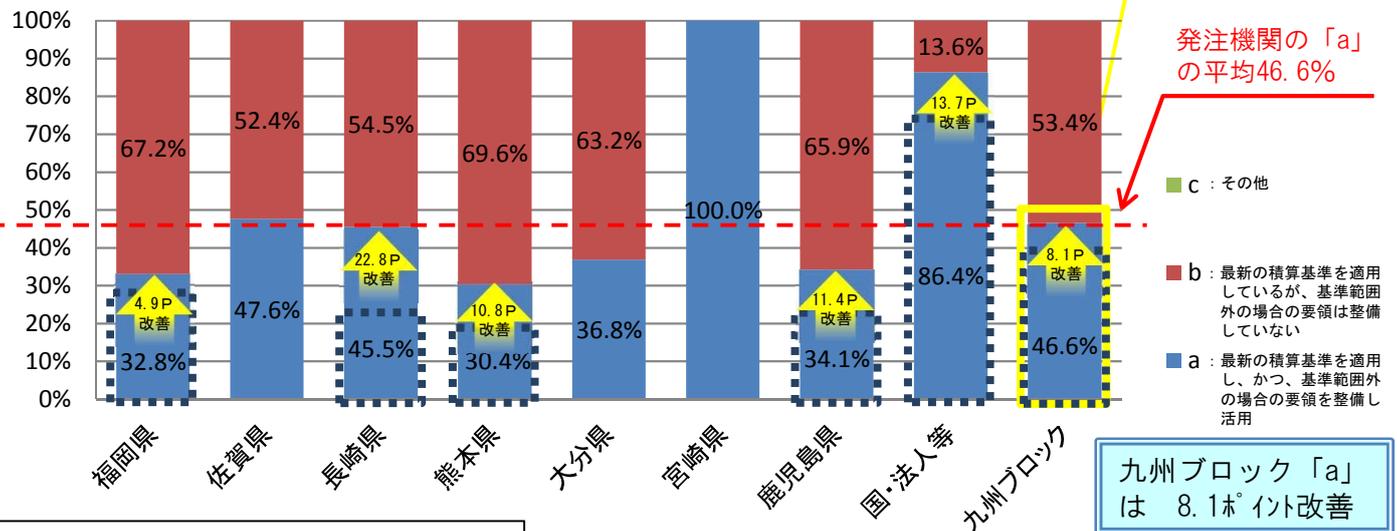


※対象機関: 262機関(全機関のうち、発注無し機関を除く)

◆平成30年9月末時点

《H30達成目標》
九州ブロック
「a」の50%達成

指標①－1 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)



九州ブロック「a」
は 8.1P イト改善

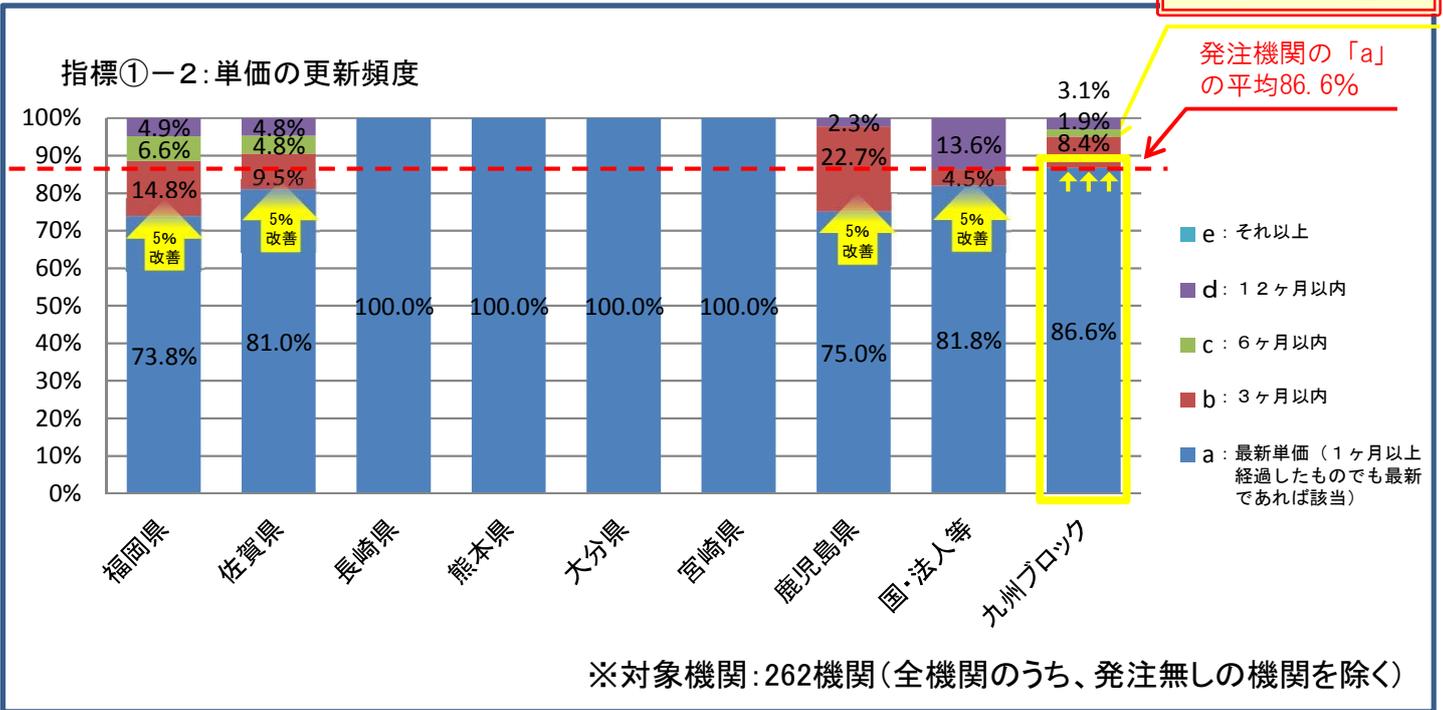
⊞ : 平成29年9月時点の指標値aの割合

※対象機関: 262機関(全機関のうち、発注無し機関を除く)

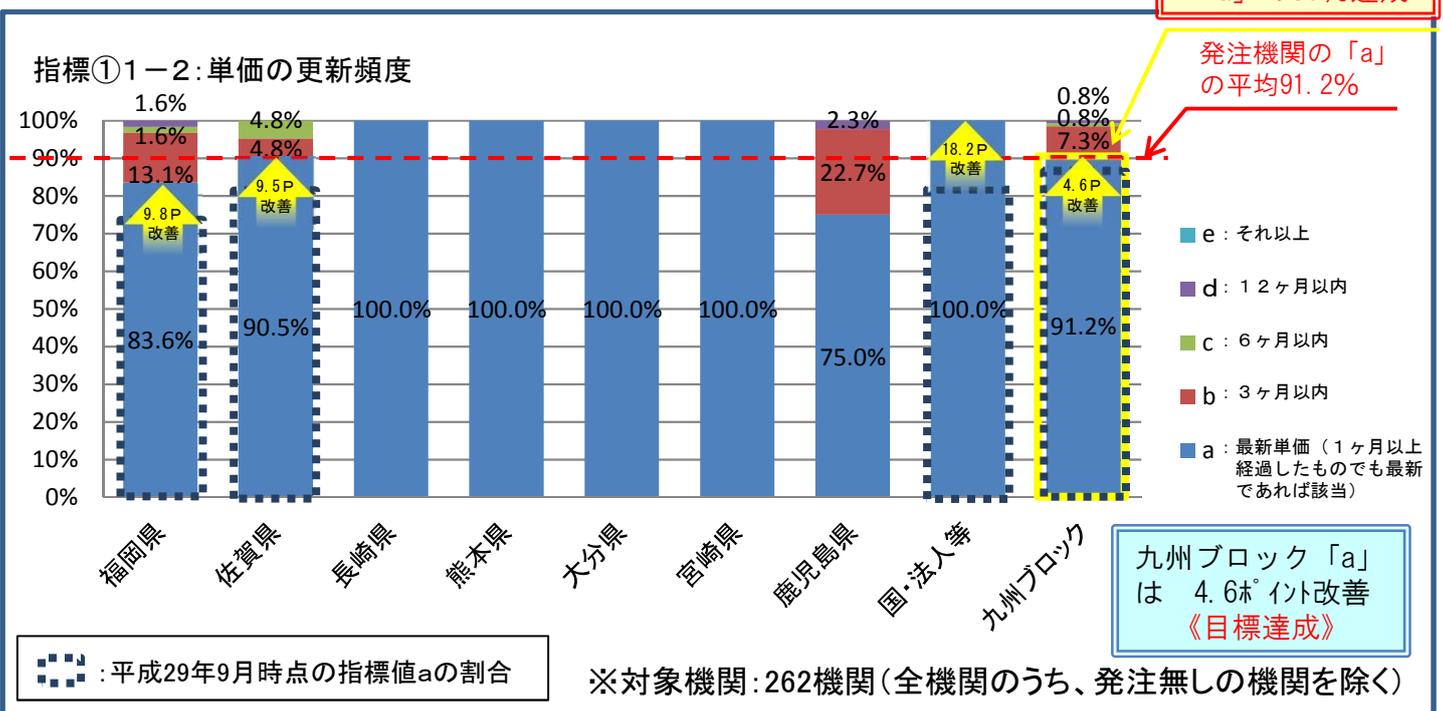
■各機関の取組状況

《指標①－2》 単価の更新頻度

◆平成29年9月末時点



◆平成30年9月末時点



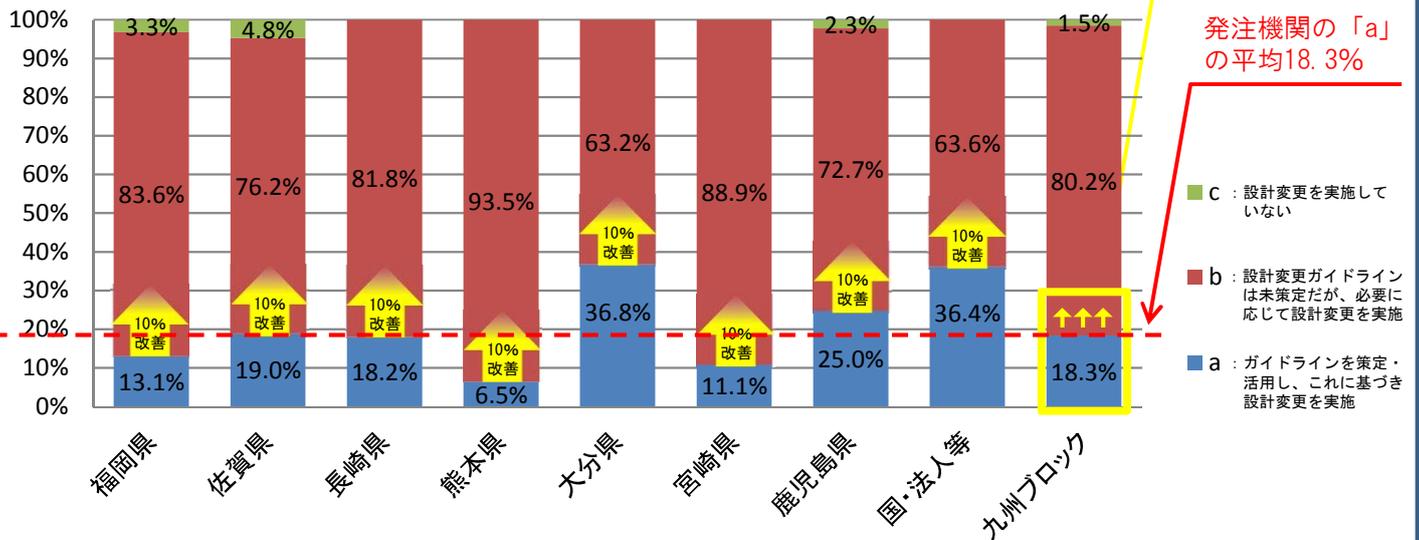
各機関の取組状況

《指標②－1》

設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◆平成29年9月末時点

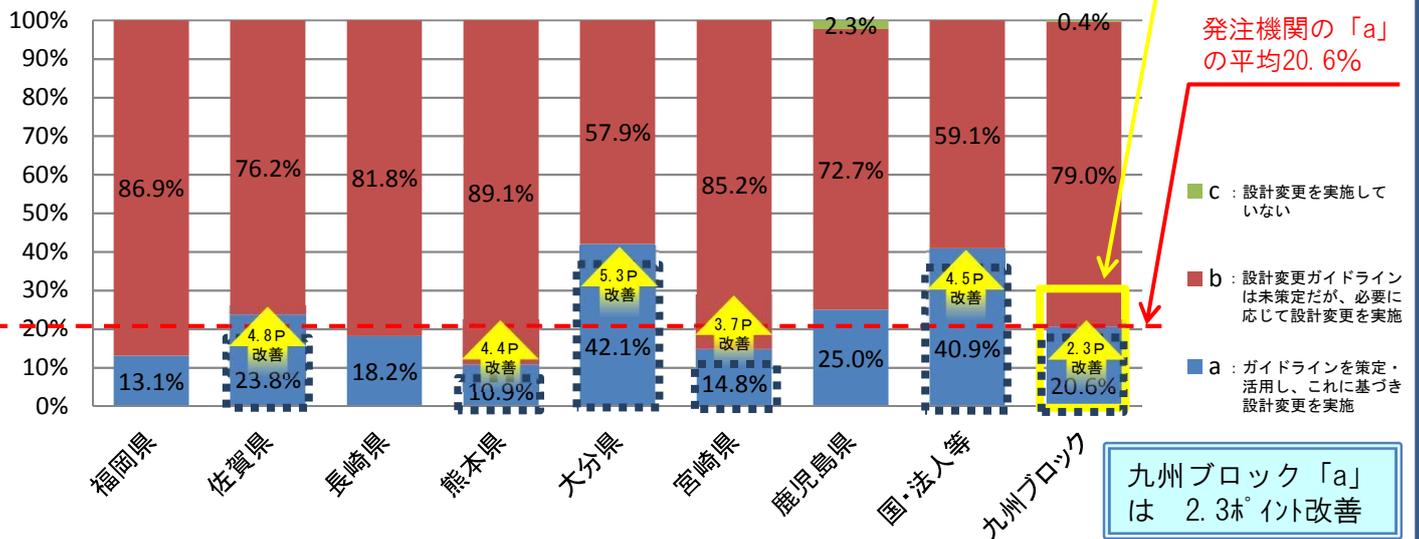
指標②－1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況



※対象機関：262機関(全機関のうち、発注無しの機関を除く)

◆平成30年9月末時点

指標②－1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況



□: 平成29年9月時点の指標値aの割合

※対象機関：262機関(全機関のうち、発注無しの機関を除く)

■各機関の取組状況

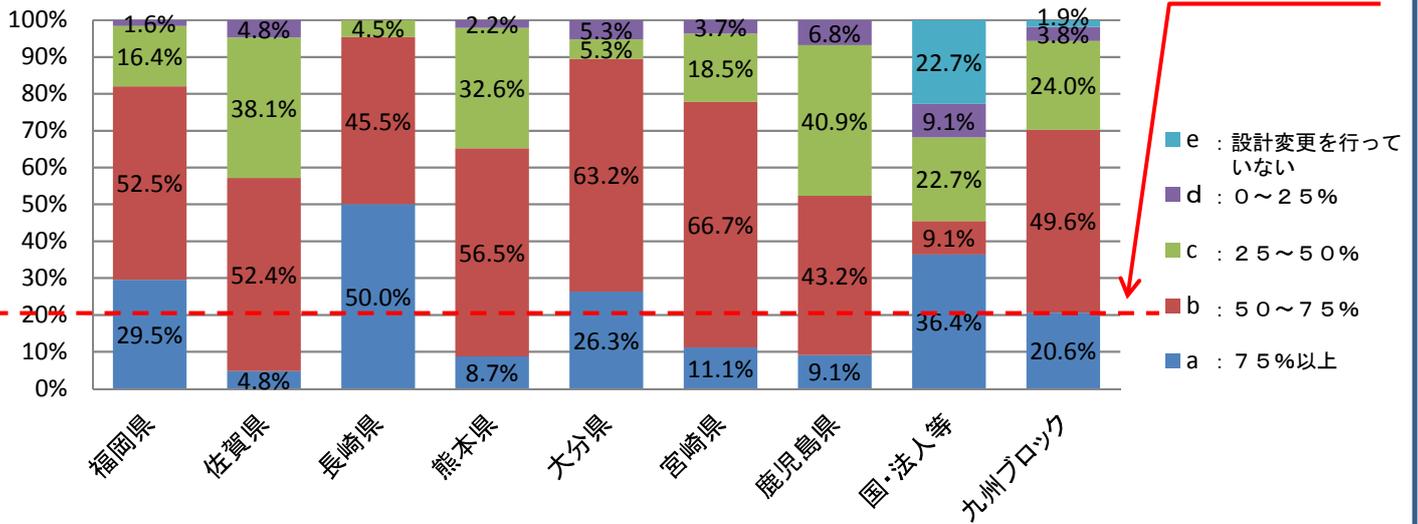
《参考》平成30年度 第1回幹事会資料より

《指標②-2》

設計変更の実施工事率

◆平成29年3月末時点

指標②-2：設計変更の実施工事率

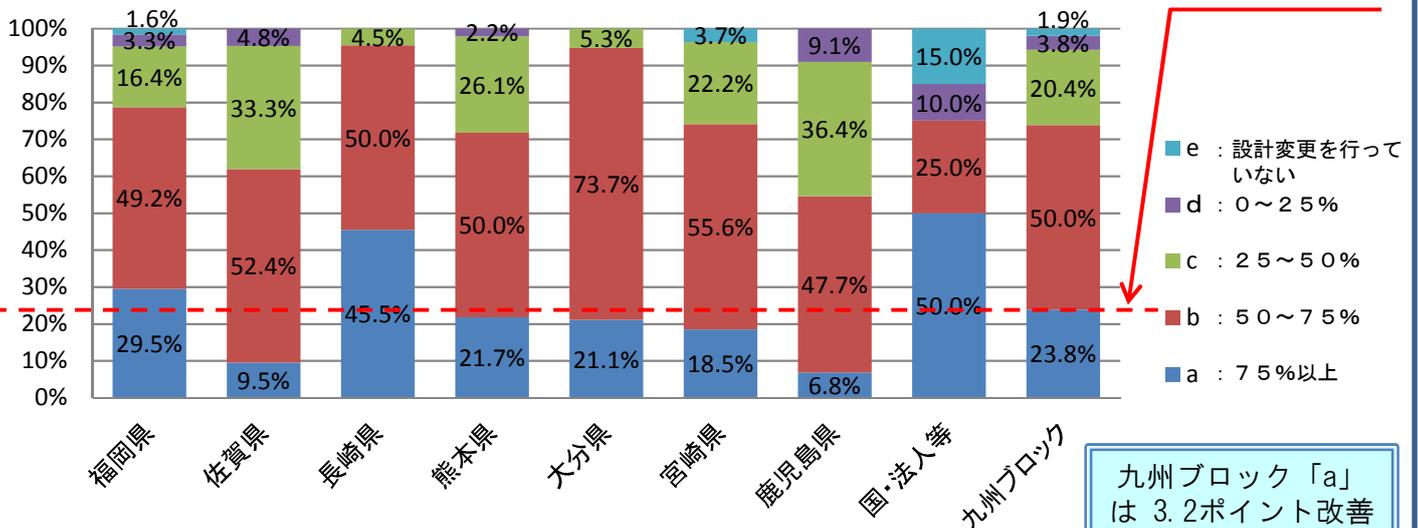


※対象機関：262機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

◆平成30年3月末時点

◆平成29年3月末時点に比べ、指標値 a の割合が増加している。

指標②-2：設計変更の実施工事率



※対象機関：260機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

各機関の取組状況

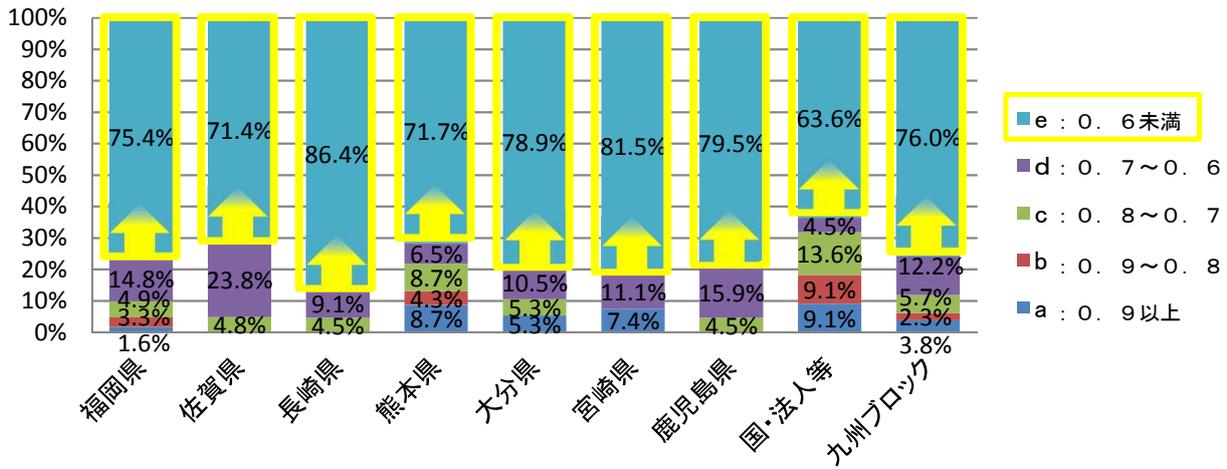
《参考》平成30年度 第1回幹事会資料より

《指標③-1》 平準化率(件数)

◆平成29年3月末時点

《中期目標》
5ヶ年で平準化率が
0.6未満(指標値e)
の発注機関の割合の
半減を目指す

指標③-1:平準化率(件数)

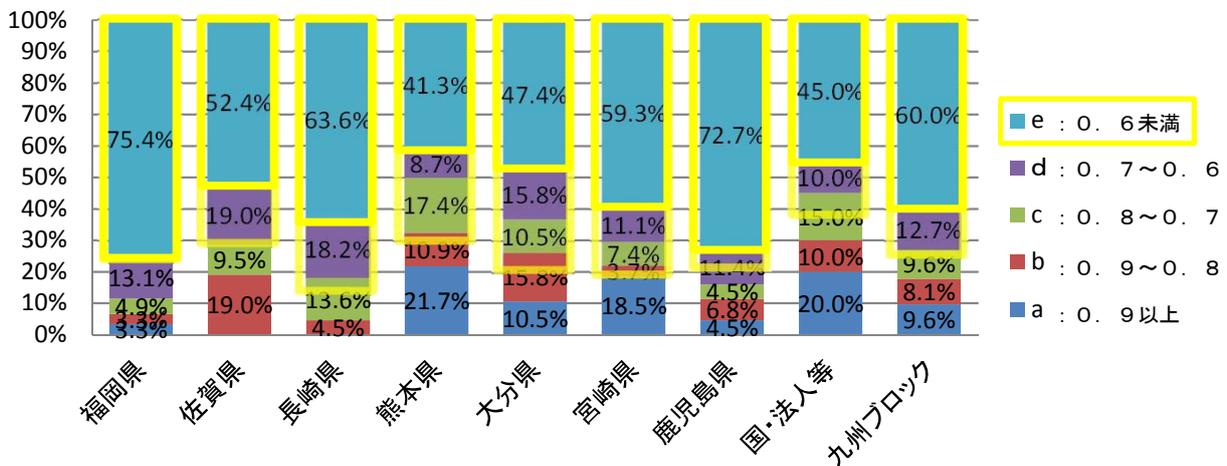


※対象機関:262機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

◆平成30年3月末時点

◆平成29年3月末時点に比べ、全体的に平準化率の値が改善されている。

指標③-1:平準化率(件数)



※対象機関:260機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

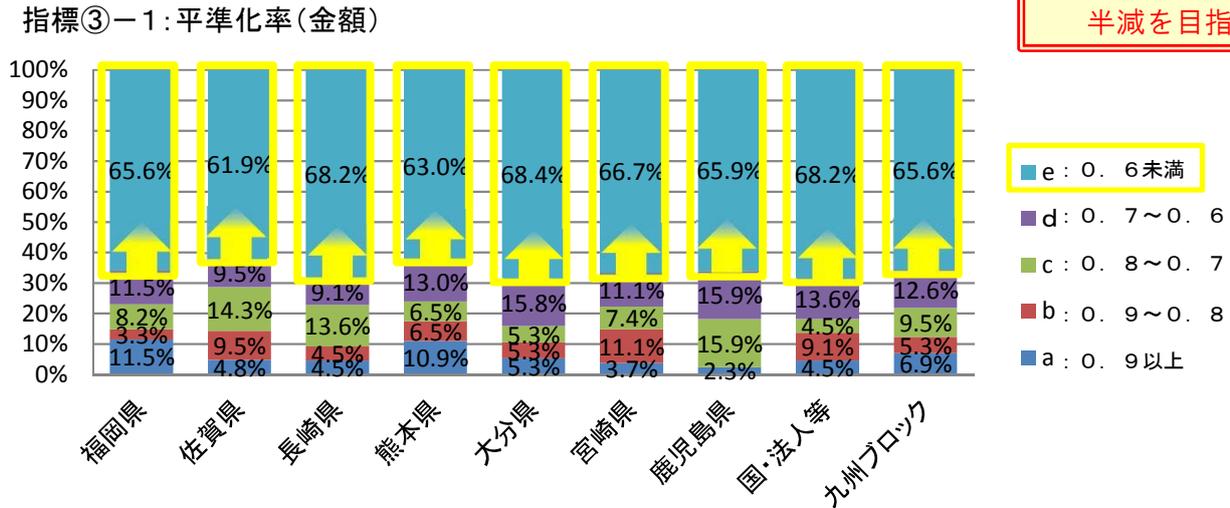
■各機関の取組状況

《参考》平成30年度 第1回幹事会資料より

《指標③－1》 平準化率(金額)

◆平成29年3月末時点

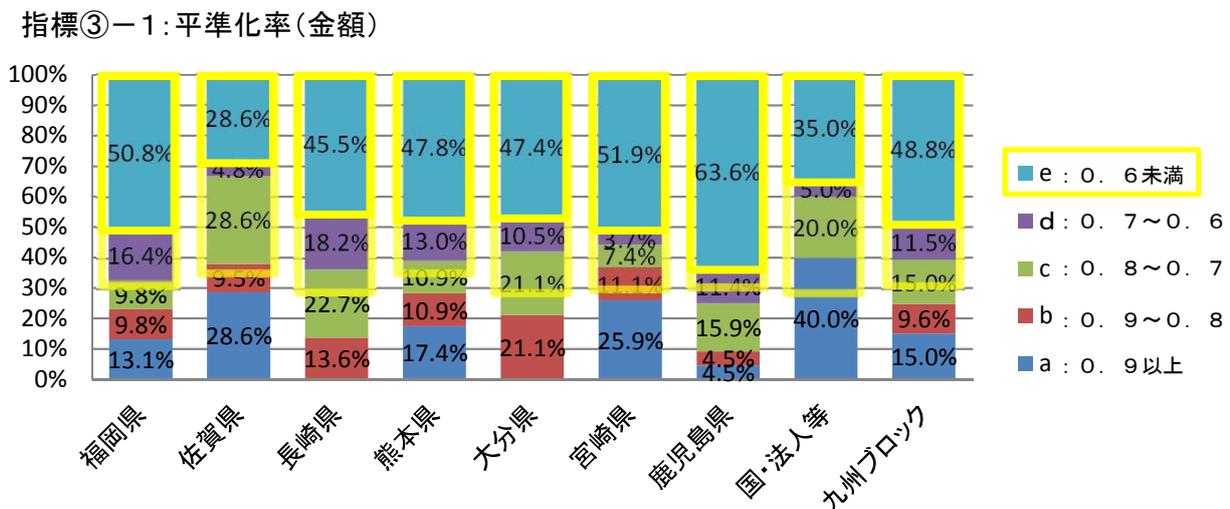
《中期目標》
5ヶ年で平準化率が
0.6未満(指標値e)
の発注機関の割合の
半減を目指す



※対象機関:262機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

◆平成30年3月末時点

◆平成29年3月末時点に比べ、全体的に平準化率の値が改善されている。



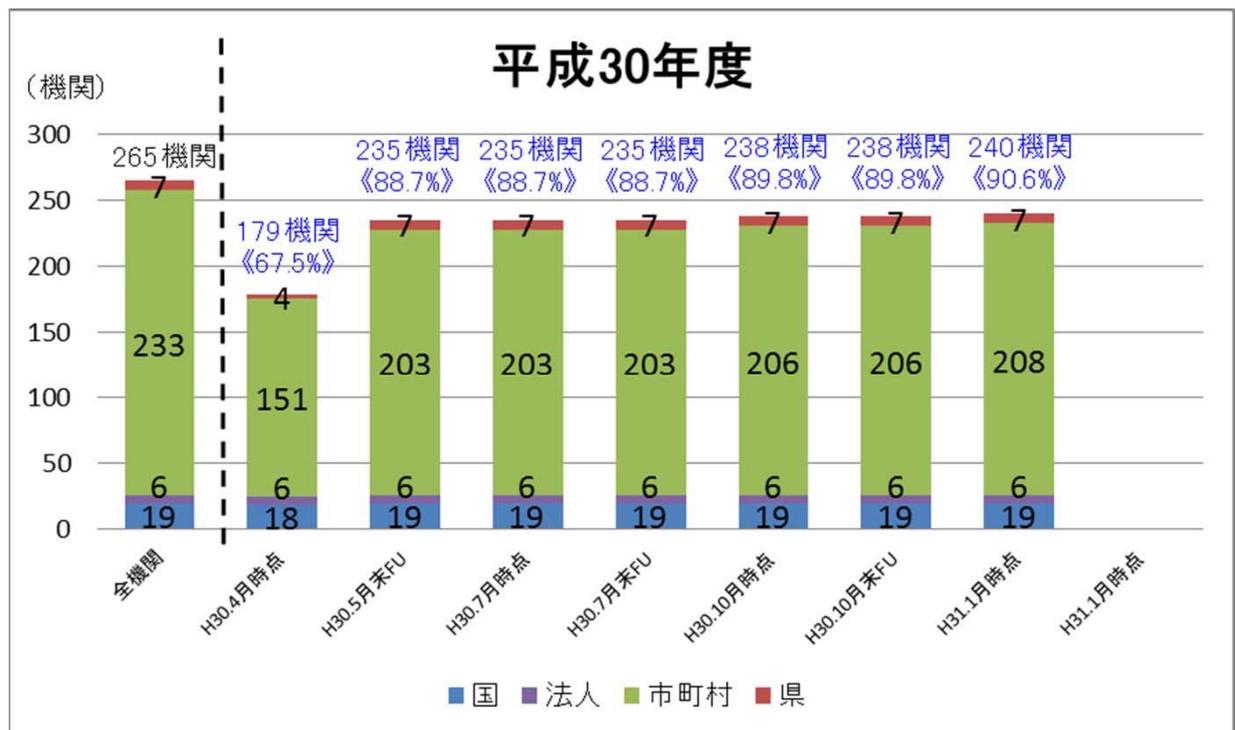
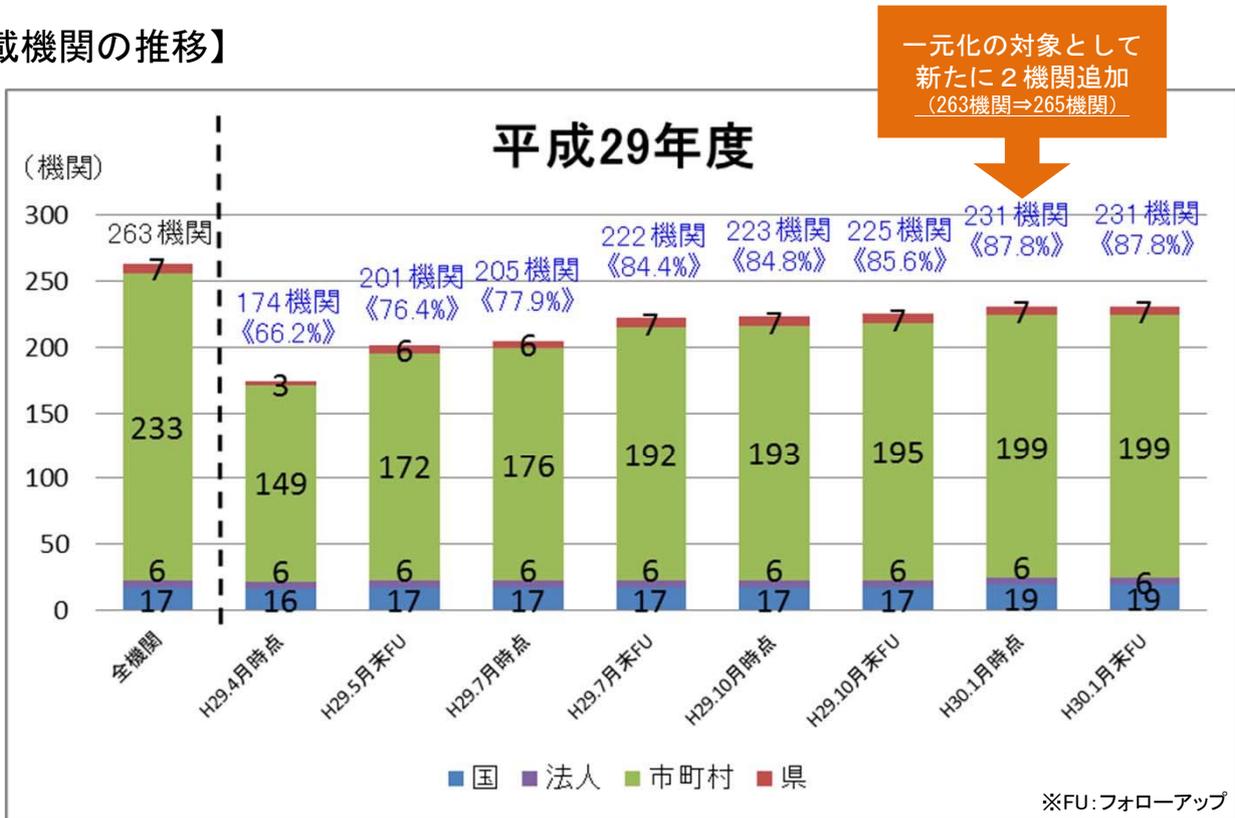
※対象機関:260機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

九州ブロックにおける発注情報の一元化について

【九州ブロックでの取り組み】

○九州ブロックでは、九州ブロック発注者協議会において、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるように、平成29年度より「発注見通しの一元化」を実施。【H29.4.25～】

【掲載機関の推移】



発注情報の一元化の掲載機関の推移

	掲載機関数	発注情報の一元化 掲載機関		掲載機関数	発注情報の一元化 掲載機関
平成29年4月時点 (全263機関)	174	国 : 16機関 / 17機関 法人等 : 6機関 / 6機関 福岡県 : 41機関 / 61機関 佐賀県 : 21機関 / 21機関 長崎県 : 18機関 / 22機関 熊本県 : 44機関 / 46機関 大分県 : 0機関 / 19機関 宮崎県 : 27機関 / 27機関 鹿児島県 : 1機関 / 44機関	平成30年4月時点 (全265機関)	179	国 : 18機関 / 19機関 法人等 : 6機関 / 6機関 福岡県 : 45機関 / 61機関 佐賀県 : 21機関 / 21機関 長崎県 : 20機関 / 22機関 熊本県 : 42機関 / 46機関 大分県 : 0機関 / 19機関 宮崎県 : 27機関 / 27機関 鹿児島県 : 0機関 / 44機関
平成29年5月末時点FU	201	(新規参画機関) 財務省国税庁熊本国税局、福岡県、筑紫野市、糸島市、遠賀町、添田町、みやこ町、吉富町、長崎県、諫早市、川棚町、波佐見町、高森町、あさぎり町、鹿児島県、鹿児島市、南さつま市、南九州市、出水市、霧島市、垂水市、南大隅町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、和泊町、知名町	平成30年5月末時点FU	235	(新規参画機関) 国土交通省九州運輸局、福岡県、筑紫野市、太宰府市、添田町、吉富町、諫早市、川棚町、合志市、南関町、南小国町、産山村、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、鹿児島県、鹿児島市、日置市、いちき串木野市、指宿市、南さつま市、南九州市、出水市、薩摩川内市、さつま町、伊佐市、霧島市、湧水町、鹿屋市、垂水市、大崎町、錦江町、南大隅町、西之表市、屋久島町、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、和泊町、知名町
平成29年7月時点	205	(新規参画機関) 嘉麻市、日置市、指宿市、伊佐市	平成30年7月時点	235	(新規参画機関) 無し
平成29年7月末時点FU	222	(新規参画機関) 大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町	平成30年7月末時点FU	235	(新規参画機関) 無し
平成29年10月時点	223	(新規参画機関) いちき串木野市、西之表市、(▲嘉麻市)	平成30年10月時点	238	(新規参画機関) 東峰村、三島村、始良市
平成29年10月末時点FU	225	(新規参画機関) 佐伯市、玖珠町	平成30年10月末時点FU	238	(新規参画機関) 無し
平成30年1月時点 ※2機関追加 (全265機関)	231	(新規参画機関) 国土交通省大阪航空局、農林水産省水産庁、東峰村、さつま町、湧水町、宇検村	平成31年1月時点	240	(新規参画機関) 志布志市、中種子町
平成30年1月末時点FU	231	(新規参画機関) 無し	平成31年1月時点		

※) FU : フォローアップ

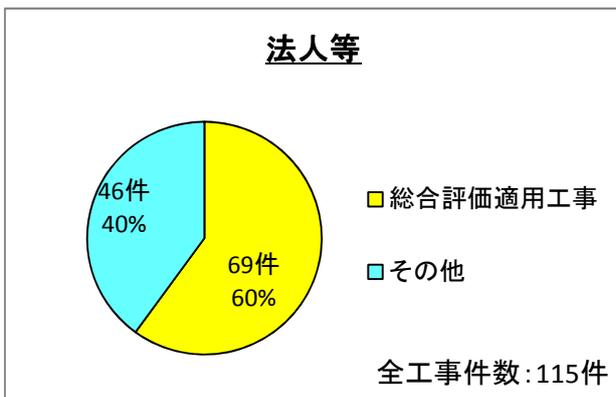
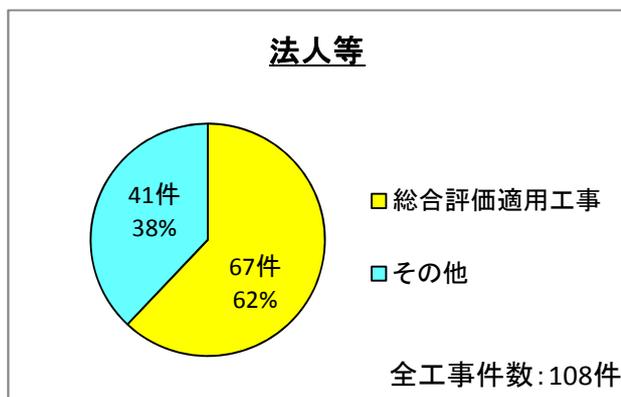
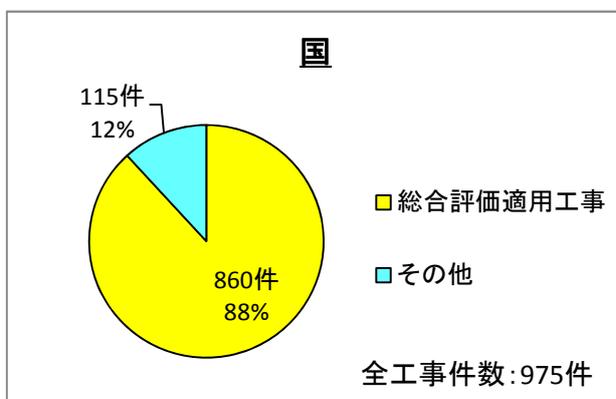
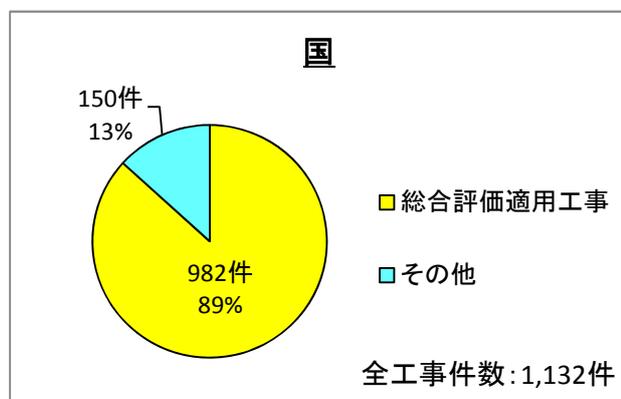
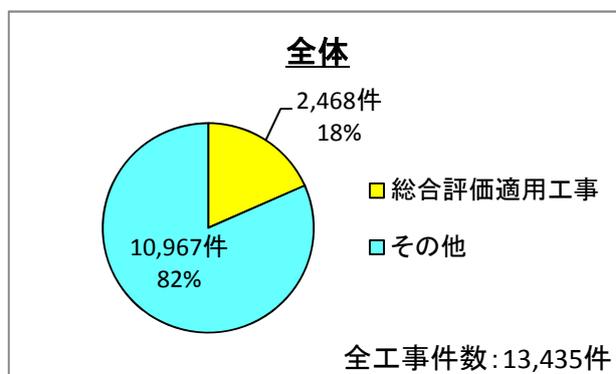
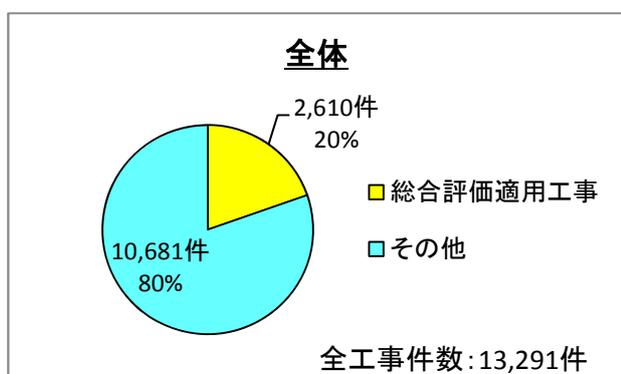
総合評価落札方式の実施状況（平成30年9月末時点）

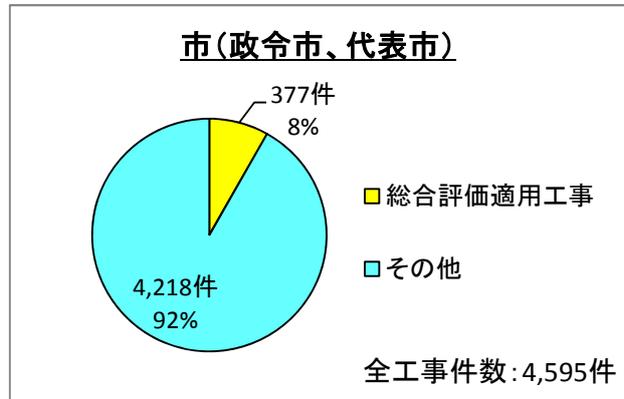
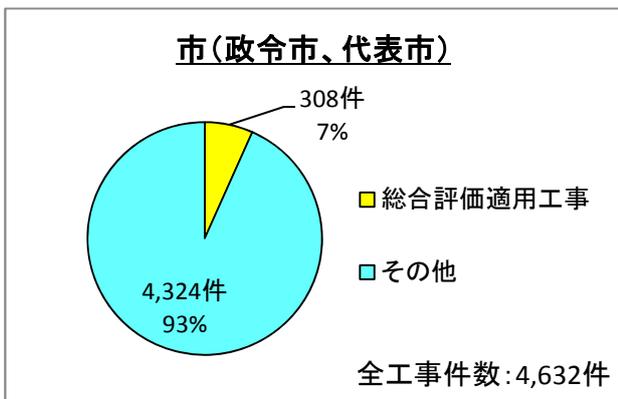
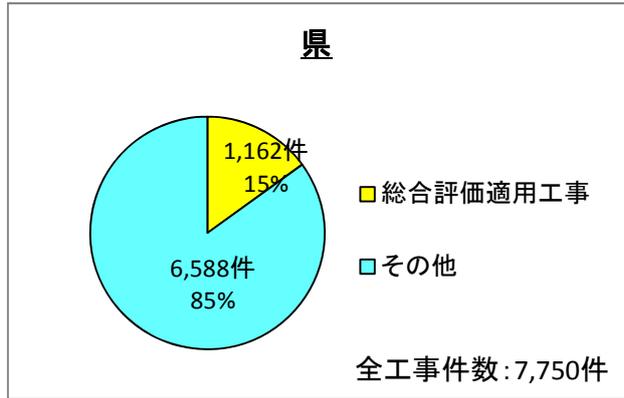
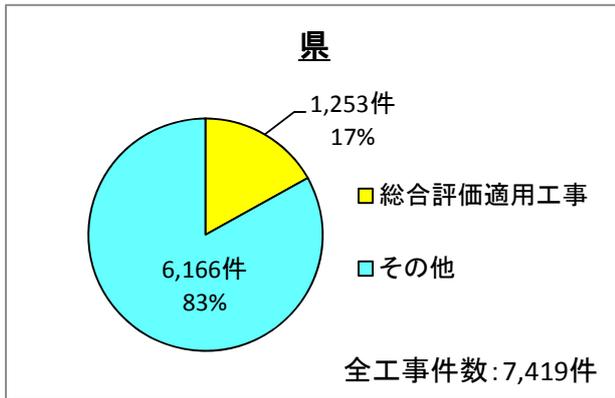
◆全工事件数（※随意契約を除く）のうち、総合評価適用工事の割合

発注※ 機関	平成30年9月末時点の公告済工事件数			《参考》平成29年9月末時点の公告済工事件数		
	全工事(件)	総合評価 適用工事(件)	総合評価 適用率(%)	全工事(件)	総合評価 適用工事(件)	総合評価 適用率(%)
国	1,132件	982件	87%	975件	860件	88%
法人等	108件	67件	62%	115件	69件	60%
県	7,419件	1,253件	17%	7,750件	1,162件	15%
市	4,632件	308件	7%	4,595件	377件	8%
全体	13,291件	2,610件	20%	13,435件	2,468件	18%

【平成30年9月末時点】

《参考》平成29年9月末時点





※発注機関について

国： 警察庁九州管区警察局、財務省九州財務局、福岡財務支局、門司税関、長崎税関、国税庁福岡国税局、
 国税庁熊本国税局、農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局、経済産業省九州経済産業局、
 国土交通省九州地方整備局、九州運輸局、海上保安庁第七管区海上保安本部、海上保安庁第十管区海上保安本部、
 環境省九州地方環境事務所、防衛省九州防衛局、福岡高等裁判所

法人等： 西日本高速道路株式会社九州支社、(独)国立文化財機構九州国立博物館、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 (独)都市再生機構九州支社、(独)水資源機構、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構

市： 北九州市、福岡市、熊本市、久留米市佐賀市、長崎市、八代市、大分市、宮崎市、薩摩川内市、鹿児島市
 (九州ブロック発注者協議会の構成員となっている政令市、代表市)

◆公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月4日 改正)より抜粋

(基本理念)

第3条

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

発注機関	公共工事の入札方式の概要 平成30年4月1日現在の「入札方式」の概要	※随時契約を除く、全ての工事発注件数										総合評価落札方式の実施状況										工事監督・検査要領の適用状況										工事成績評定の適用状況									
		平成29年度 実績					平成30年度 実績					総合評価方式適用基準(工事)					公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価					公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価					公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価														
		目標		実績			割合 ②/①		現行(平成30年9月30日現在)の適用基準		今後の拡大予定		平成30年9月30日現在の工事監督・検査要領の適用状況	平成29年度の実施(取組)実績	平成29年度の実施(取組)結果	平成29年度の実施(取組)達成度	平成30年度の実施(取組)実績	平成30年度の実施(取組)結果	平成30年度の実施(取組)達成度	平成30年9月30日現在の工事成績評定の適用状況	平成29年度の実施(取組)実績	平成29年度の実施(取組)結果	平成29年度の実施(取組)達成度	平成30年度の実施(取組)実績	平成30年度の実施(取組)結果	平成30年度の実施(取組)達成度															
		全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数(予定)	左記件数の内、総合評価適用工事件数	9月末における公告済工事事件数(見込み)①	左記件数の内、総合評価適用工事事件数(見込み)②	割合②/①	今後は拡大予定	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し	○要領有り×要領無し															
警察庁 九州管区警察局	一般競争入札 250万円以上	14件	0件	3件	0件	24件	0件	0%	—	未定	×	—	—	—	—	—	—	—	○	◎	◎	◎	A	◎																	
財務省 九州財務局	一般競争入札 250万円超	15件	—	12件	—	10件	0件	0%	平成30年度に1件施行し、その状況を踏まえて適用基準を定めることとする。	施行の状況を踏まえて検討	○	◎	◎	B	◎			×	△	△	—	—	△																		
財務省 福岡財務支局	一般競争入札 250万円超	35件	0件	30件	1件	25件	0件	0%	—	宿舎新築工事を検討	○	◎	◎	B	◎			×	△	—	—	—	△																		
財務省 門司税関	一般競争入札 250万円超	4件	0件	2件	0件	1件	0件	0%	原則 250万円を超える全ての工事とするが、工事内容で総合評価が価格競争を判断する	未定	○	◎	◎	B	◎			×	—	—	—	—	—																		
財務省 長崎税関	一般競争入札 250万円以上	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0%	原則 250万円を超える全ての工事とするが、工事内容で総合評価が価格競争を判断する	未定	×	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—																		
財務省 国税庁 福岡国税局	一般競争入札 250万円を超えるもの	9件	0件	14件	0件	11件	0件	0%	—	—	○	◎	◎	B	◎			×	—	—	—	—	—																		
財務省 国税庁 熊本国税局	一般競争入札 250万円を超えるもの	11件	0件	4件	0件	5件	0件	0%	—	—	○	◎	◎	B	◎			×	—	—	—	—	—																		
農林水産省 九州農政局	一般競争入札 250万円以上	115件	110件	103件	110件	86件	84件	98%	原則 250万円を超える全ての工事	原則 250万円を超える全ての工事	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
農林水産省 林野庁 九州森林管理局	原則として、全て一般競争入札	240件	191件	167件	154件	144件	132件	92%	1千万円以上(1千万円以内は施工体制確認型)	—	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
経済産業省 九州経済産業局	一般競争入札 250万円超	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0%	原則 250万円	原則 250万円	×	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—																		
国土交通省 九州地方整備局	原則として、全て一般競争入札	1,186件	1,188件	586件	586件	708件	700件	99%	原則として全ての工事(1千万円以上は施工体制確認型)	原則として全ての工事(1千万円以上は施工体制確認型)	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
国土交通省 九州運輸局	一般競争入札 250万円を超えるもの	1件	0件	5件	0件	5件	0件	0%	原則 250万円を超える全ての工事とするが、工事内容で総合評価が価格競争を判断する	未定	×	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—																		
国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	24件	0件	28件	0件	23件	0件	0%	—	—	○	◎	◎	B	◎			×	—	—	—	—	—																		
国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	17件	0件	20件	0件	11件	0件	0%	—	—	○	◎	◎	B	◎			×	—	—	—	—	—																		
環境省 九州地方環境事務所	一般競争入札 250万円を超えるもの	18件	14件	19件	7件	14件	6件	43%	原則として設計図書において指定されたものうち、総合評価選定に示す総合評価落札方式によって発注者に有利となる調達可能な提案を期待できるもので、長期的技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事の競争に際して定めることとする	未定	○	◎	◎	A	◎			○	◎	◎	B	◎																			
防衛省 九州防衛局	一般競争入札 250万円を超えるもの	131件	128件	123件	123件	51件	46件	90%	原則として総合評価方式により発注する(特に小規模な工事等で、その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がある場合は適用しないことができる)	特段の事情が無い限りは適用する予定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
福岡高等裁判所	一般競争入札 原則として、1件につき予定価格が250万円を超える全ての工事	21件	21件	13件	13件	14件	14件	100%	原則250万円を超える全ての工事	なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
福岡県 県土整備部	一般競争入札	2,918件	61件	件数未定	件数未定	1,351件	67件	5%	5千万円以上	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
福岡県 農林水産部	一般競争入札 5,000万円以上	423件	84件	件数未定	件数未定	239件	60件	29%	5千万円以上	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
福岡県 建築都市部	一般競争入札	393件	76件	件数未定	件数未定	259件	48件	19%	5千万円以上	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
佐賀県 県土整備部 農林水産部 地域交流部	一般競争入札 全工事対象 ○20.2億円未満は条件付き ○250万円以下は随意契約	1,302件	309件	1,300件	300件	652件	192件	29%	7千万円以上(建築1.5億円以上) (土木一式は2千万円以上から該当) (法面・地すべり2.5千万円以上) (舗装1.5千万円以上、造園1.5千万円以上) (6千万円以上(専門工事、その他))	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
長崎県 土木部	一般競争入札 ○土木一式工事、及び・土工、コンクリート工事(3,500万円以上) (1,000万円以上で一部試行) ○舗装工事(3,000万円以上) ○その他(5,000万円以上)	1,232件	90件	件数未定	件数未定	603件	65件	11%	7千万円以上(土木一式、及び土、舗装) (一部3.5千万円以上の工事について試行) 1億円以上(上記工種以外)	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
長崎県 農林部	一般競争入札	225件	9件	件数未定	件数未定	149件	11件	7%	—	—	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
熊本県 土木部	原則として、一般競争入札 3,000万円以上	1,934件	295件	2,000件	300件	726件	126件	17%	原則3千万円以上(熊本地震関連は、7.0千万円以上)	熊本地震の復旧事業を迅速に進めるために適用基準を変更する可能性もある	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
熊本県 農林水産部	一般競争入札	443件	122件	件数未定	件数未定	287件	46件	16%	原則3千万円以上(熊本地震関連は、7千万円以上)	—	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
大分県 土木建築部	一般競争入札 4,000万円以上	1,977件	242件	1,900件	200件	689件	109件	16%	5千万円以上	試行の状況を踏まえ検討	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
大分県 農林水産部	一般競争入札	405件	66件	400件	90件	227件	53件	23%	5千万円以上	—	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
宮崎県 県土整備部	一般競争入札	1,344件	463件	件数未定	4割程度	632件	282件	45%	250万円以上から抽出	予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
宮崎県 農政水産部	一般競争入札 250万円以上	185件	61件	件数未定	4割程度	135件	51件	38%	250万円以上から抽出	予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
宮崎県 環境森林部	一般競争入札	75件	40件	件数未定	4割程度	60件	28件	47%	250万円以上から抽出	予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
鹿児島県 土木部	一般競争入札	2,331件	128件	昨年度と同程度	昨年度と同程度	918件	99件	11%	5千万円以上(建築一式工事4千万円以上)	今年度の状況をみて検討	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
鹿児島県 農政部	一般競争入札 5,000万円以上	688件	4件	730件	6件	417件	1件	0.2%	5千万円以上	予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
鹿児島県 環境林務部	一般競争入札	139件	14件	187件	9件	75件	6件	8%	5千万円以上	予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
北九州市	○一般競争入札 土木、水道施設 2,500万円以上 建築 4,500万円以上 電気、管 1,200万円以上 造園 2,000万円以上 その他 1億円以上	1,236件	83件	814件	50件	687件	30件	4%	工事内容により、総合評価選定委員会にて適否を決定し	現在のところ予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
福岡市	○一般競争入札 一般土木・建築：2,000万円以上、 舗装：2,500万円以上、 その他(1,500万円以上)	1,830件	133件	1,329件	134件	871件	70件	8%	予定価格1億円以上の工事	予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			
熊本市	一般競争入札 1,000万円以上	1,156件	138件	936件	120件	538件	92件	17%	土木A：1億円以上、建築A：2億4,000万円以上、電気A：5,000万円以上、管A：5,000万円以上、舗装A：5,000万円以上、造園A：6,000万円以上、水道A：8,000万円以上	熊本地震に伴い発注標準額を変更している	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎																			

福岡県 久留米市	条件付一般競争入札 1,000万円以上 ※60年度は予定予算のため、過年度の工事数が未確定	524件	50件	572件	52件	373件	46件	12%	原則5千万円以上の工事	なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
佐賀県 佐賀市	○指名競争入札 1,000万円未満 ○条件付一般競争入札 1,000万円以上	527件	2件	500件	4件	215件	1件	0.5%	1千万円以上から抽出	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
長崎県 長崎市	原則として、全工事制限付一般競争入札	708件	0件	561件	2件	300件	0件	0%	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	有	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督-	工事検査◎ 工事監督-	B	工事検査◎ 工事監督-			○	◎	◎	B	◎		
熊本県 八代市	制限付一般競争入札 2,500万円以上	321件	3件	300件	4件	167件	1件	1%	工事内容及び価格より工事担当課と協議のうえ試行	現行どおり	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督-	工事検査◎ 工事監督-	B	工事検査◎ 工事監督-			○	◎	◎	B	◎		
大分県 大分市	○一般競争入札 2,500万円以上	521件	26件	439件	未定	287件	12件	4%	価格と技術的要素から抽出	現行どおり	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
宮崎県 宮崎市	○一般競争入札 6,000万円以上の建設工事 (条件付き) ○指名競争入札 130万円超の建設工事	824件	0件	637件	0件	421件	0件	0%	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	未定	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督-	工事検査◎ 工事監督-	B	工事検査◎ 工事監督-			○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県 薩摩川内市	一般競争入札 130万円以上 指名競争入札 災害復旧工事、特殊工事	252件	26件	250件	20件	127件	21件	17%	3千万円以上 [工事内容①⑩地区内の工事や特殊工法を採用した工事など]から、総合評価落札方式が適しているものについて注。3千万円未満でも適用)	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県 鹿児島市	・制限付き一般競争入札 5,000万円以上の建設工事のみ 指名競争入札 5,000万円未満の建設工事及び全ての建設工事	1,142件	45件	965件 (単価 注(単価 高))	55件	646件	35件	5%	予定価格 5千万円以上	現行どおり	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督△	工事監督-	-	工事監督-			○	◎	◎	B	◎		
西日本高速道路(株) 九州支社	【一般競争入札】 ○22.9億円(1,500万SQ)以上 【条件付一般競争入札】 ○250万円超、22.9億円未満 【指名競争入札】 次のいずれかに該当する工事で、かつ、契約責任者が必要 があると思われる場合に限り ○条件付一般競争入札方式に付する期間的余裕がないとき ○その他指名競争入札に付することが有利と認められるとき 【条件付一般競争入札(指名併用型)】 条件付一般競争入札対象工事(第⑩条)のうち、次のい ずれかに該当する工事で、かつ、契約責任者が必要がある と思われる場合に限り ○入札者がないため入札不調となった工事 ○入札者がないため入札不調となった工事と施工内容等が 類似した工事	78件	35件	120件	44件	47件	27件	5%	1億円以上の工事に適用	現状、拡大予定なし。	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)国立文化財機構 九州国立博物館	一般競争入札 250万円以上	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0%	2億円以上	現行どおり	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 九州総務建設局	○条件付一般競争入札 250万円以上24.7億円 ○一般競争入札 24.7億円以上	12件	9件	11件	11件	7件	7件	100%	原則250万円以上且つ、建設局長が選定した工事	現行どおり	○	◎	◎	A	◎			○	◎	◎	A	◎		
(独)都市再生機構 九州支社	○5千万円以上は詳細条件審査型一般競争 ○5千万円未満は工事希望調査による指名競争	37件	9件	43件	17件	23件	11件	48%	1億円以上	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)水資源機構 筑後川局	一般競争入札 250万円以上	60件	43件	32件	32件	31件	22件	71%	250万円以上	現在のところ予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構 九州支部	○一般競争入札 500万円以上 ○工事希望型指名競争入札 予定価格が6,000万円未満で 必要と認められるとき ○指名競争入札 250万円以上	13件	0件	未定	0件	0件	0件	0%	-	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		

27,089件 4318件(16%)

13,291件 2610件(20%)

九州ブロック発注者協議会

～地域を守り、インフラの品質確保とその担い手確保のために～

◆九州ブロック発注者協議会

本協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の連携体制を強化するとともに、建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的としています。

●[九州ブロック発注者協議会について（概要）](#)

●[九州ブロック発注者協議会 設置規約](#)

●[九州ブロック発注者協議会 会議資料](#)

●[全国統一指標について](#)

●[発注情報の一元化について](#)

●[九州内の市町村における総合評価落札方式の取組状況](#)

◆[【公共工事発注者用】改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口](#)

◆[担い手3法を受けた主な取り組み【国土交通省HPへリンク】](#)

◆[改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）について【国土交通省HPへリンク】](#)